

釧路市強靱化計画

(国土強靱化地域計画)

災害に強く

しなやかな地域社会を目指して

素案(案)

釧 路 市

目 次

1. 釧路市強靱化計画策定の趣旨、位置付け	3
(1) 策定の背景	3
(2) 釧路市強靱化計画の策定趣旨	3
(3) 計画の位置付け	4
(4) 地域防災計画との役割分担	5
(5) 計画期間	5
2. 釧路市強靱化計画の基本的考え方	6
(1) 釧路市の概況と災害の歴史	6
(2) 災害への意識	10
(3) 釧路市強靱化計画の基本目標	13
(4) 釧路市強靱化計画における「域内連関」について	14
3. 脆弱性評価	15
(1) 脆弱性評価の考え方	15
(2) 脆弱性評価において想定するリスク	16
(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	16
(4) リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価	18
4. 強靱化のための施策プログラム	50
(1) 施策プログラムの考え方	50
(2) 施策プログラムの推進	50
(3) 施策プログラムの重点化	51
(4) 施策プログラム	52
5. 計画の推進について	87

1. 釧路市強靱化計画策定の趣旨、位置付け

(1) 策定の背景

国では平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を生かし、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等の備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」)を公布・施行しました。また、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、いかなる災害が発生しようとも、「人命の保護が最大限に図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標として強靱な国づくりを進めているところです。

これを受けて北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成 27 年 3 月に策定し、日本海沿岸・太平洋沖（根室沖）地震や火山噴火などの大規模自然災害リスクに対する強靱化を図るために、「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」ことを目標に北海道の強靱化を進めています。

(2) 釧路市強靱化計画の策定趣旨

本市は平成 5 年 1 月に発生した「釧路沖地震」、平成 6 年 10 月の「北海道東方沖地震」、平成 15 年 9 月の「十勝沖地震」、平成 23 年 3 月の「東日本大震災」及び平成 28 年 8 月の「北海道豪雨」などの、地震被害、浸水被害をはじめとした大規模自然災害を数多く経験しており、防災・減災に対する市民の意識も高く、これまでも安全で安心なまちづくりを進めてきました。

少子高齢化の進行による人口の減少、社会資本の老朽化など地域を取り巻く課題があるなかで、これまでの災害の経験を生かしつつ、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災や減災への取り組みを継続していく必要があります。

そこで、「釧路市まちづくり基本構想」で目指している「誰もが健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいを持って暮らし続けることができる」まちづくりを進めていくために、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことを目的とした国土強靱化地域計画『釧路市強靱化計画』を策定することにいたしました。

(3) 計画の位置付け

本計画は基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画として策定いたします。国土強靱化地域計画とは、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる計画であり、国における国土強靱化基本計画と調和を保って作成するものとなります。

本市では、釧路市まちづくり基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靱化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置付けます。

また、北海道が策定した国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」に示されている施策プログラムや釧路・根室地域での主な施策の展開方向と整合を図ることにより、国や北海道と調和した計画といたします。

① 根拠法令

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

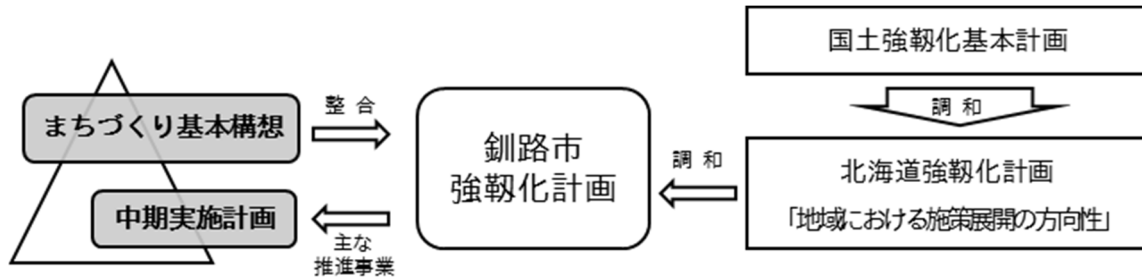
② 釧路市まちづくり基本構想における基本方針

まちづくり基本方針4 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化が進んだことなどにより、住民同士のつながりが薄れるなか、町内会による地域の支え合いや助け合いなど、一人ひとりが社会の中で相互につながっていることを意識できる環境づくりを進めます。

すべての市民が住み慣れた地域において健康で安全に安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの充実や防犯、交通安全対策の推進を図ります。また、本市は、地震や津波、大雨、大雪、火山噴火などの様々な自然災害が想定されている地域です。自力で避難することが難しい市民への配慮など、市民の生命や財産を守るための地域防災力のさらなる向上を図るとともに、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことで安全安心なまちづくりを目指します。

③ 国や北海道の強靱化計画及び釧路市まちづくり基本構想との関係図

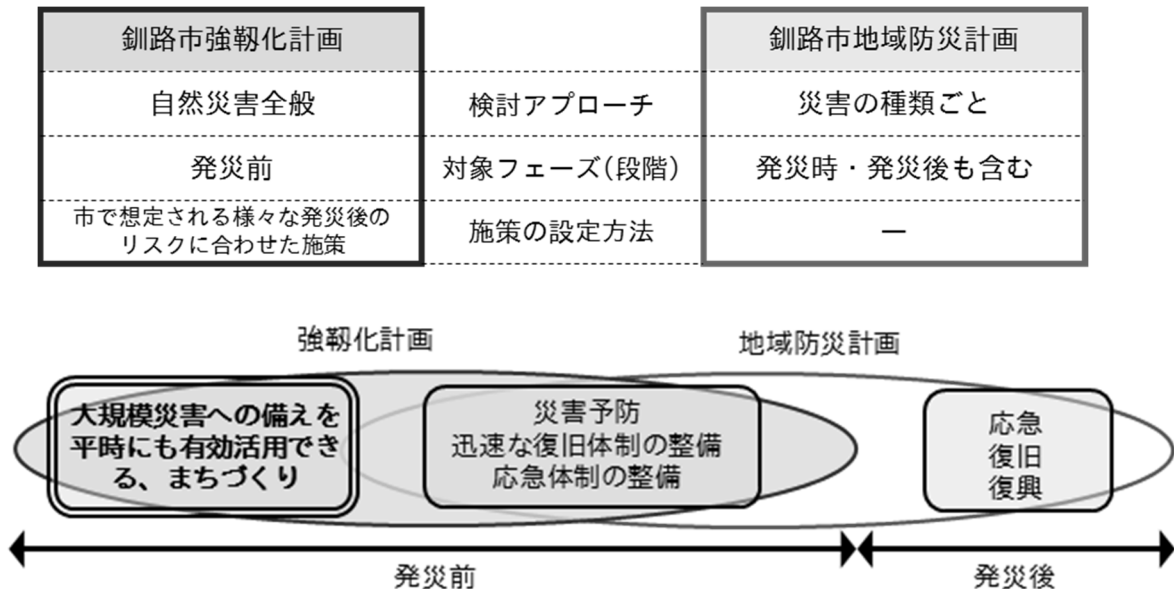


(4) 地域防災計画との役割分担

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しています。そのなかでも「防災」については基本的に地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめるものになります。また、「国土強靱化」についてはリスクごとの対処・対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものになります。

本市では、「防災」として釧路市地域防災計画を策定し、地震災害、津波災害、風水害対策等の発災時及び発災後の応急対策、復旧・復興対策を中心とした計画を進めていることから、災害対策という点で地域防災計画と相互に補完し、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靱化を目指していきます。

※ 地域防災計画との役割分担イメージ（札幌市強靱化計画より転載・一部改変）



(5) 計画期間

本市の強靱化実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

2. 釧路市強靱化計画の基本的考え方

(1) 釧路市の概況と災害の歴史

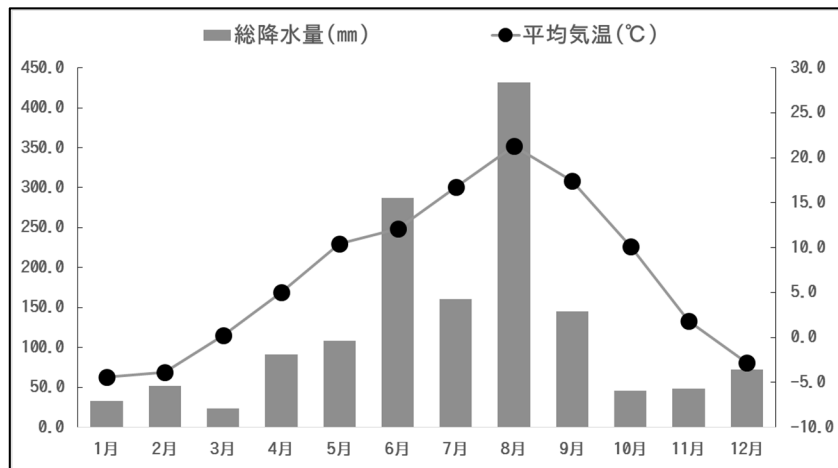
① 地勢

本市は、北海道の東部に位置し、総面積 1,362.90k m²と全国でも有数の広大な行政面積を有しています。また、飛び地を含むという地理的特性を持っています。

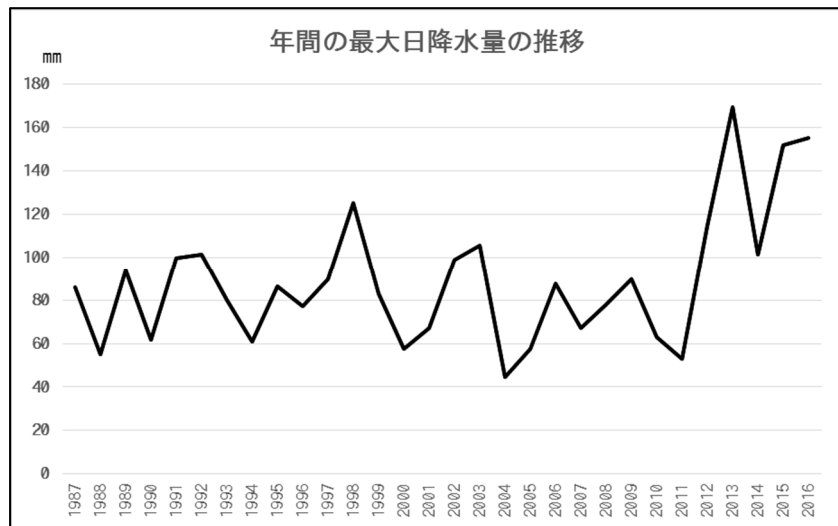
北部には雄阿寒岳・雌阿寒岳を中心とする山岳地帯、ここから南西方向に丘陵地帯が伸びており、こうした山地・丘陵に囲まれる形で、釧路湿原を含む広大な低地が、南側の太平洋に向かって展開する地形となっています。

また、本市域を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川等の各河川の流域には、市街地が形成されています。さらに、森と湖、火山、河川、湿原、海などの多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれています。

気候は、7月から9月までの日最高気温の平均が 21.1℃であり、夏季の冷涼な気候が特色です。日照時間は、夏季には霧が発生し短いものの冬季を中心に長く、降水量は一年を通じて少なくなっています。なお、面積が広く変化に富んだ地形などのため、市内でも地域によっては気温や積雪量に大きな差異があります。また、ここ数年は記録的な集中豪雨が増加傾向にあります。

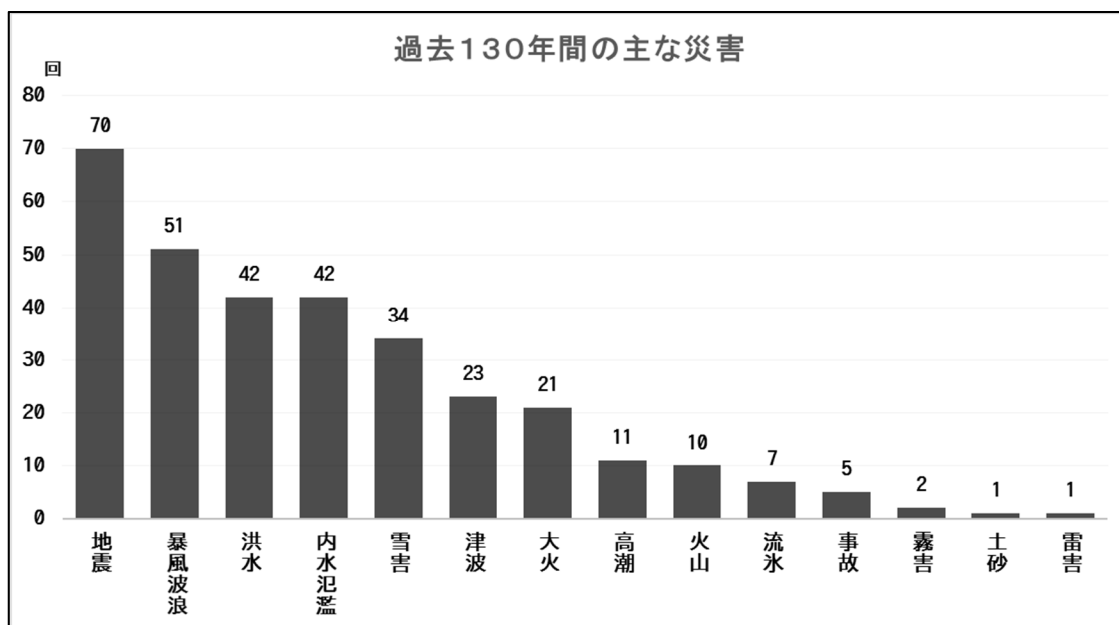


〔気象庁：月ごとの数値(釧路市 2017年)〕



〔気象庁：気象データより作成(釧路市 1987年～2016年)〕

② 災害の歴史



〔市防災危機管理課〕

(ア) 地震災害

本市では、平成5年1月に発生した「釧路沖地震」、平成6年10月の「北海道東方沖地震」をはじめ、過去に大きな地震が繰り返し発生しています。これは、本市南東海域に位置する千島海溝付近が、北海道が乗っている北アメリカプレートと太平洋プレートの境界部に当たるため、その周辺にひずみがたまり、大きな地震が発生しやすくなっていることに起因しており、各都市ごとに推計される地震の再来年数によれば、釧路沖地震と同等規模の地震が本市で発生する可能性は35年に1度と推定されています。

〔過去の主な地震被害〕

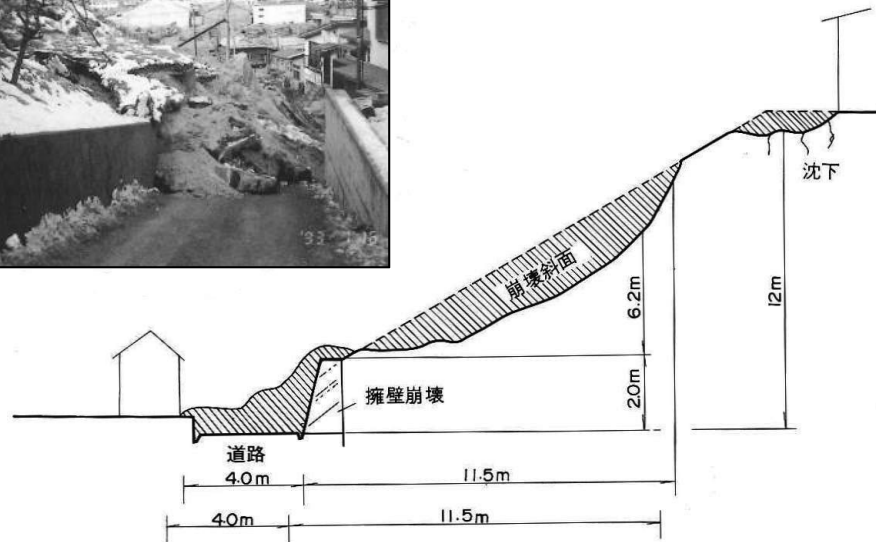
地震名と規模	発生日時	震度	主な被害
釧路沖地震 (M7.8)	平成5年1月15日	震度6	死者2人 家屋被害 崖崩れ
北海道東方沖地震 (M8.1)	平成6年10月4日	震度6	家屋被害 液状化被害
十勝沖地震 (M8.0)	平成15年9月26日	震度5強	家屋被害

○ 釧路港漁港埠頭の被災状況



(釧路沖地震記録書：1993年)

○ 急傾斜地の崩落による道路の閉そく



(釧路沖地震記録書：1993年)

(イ) 津波災害

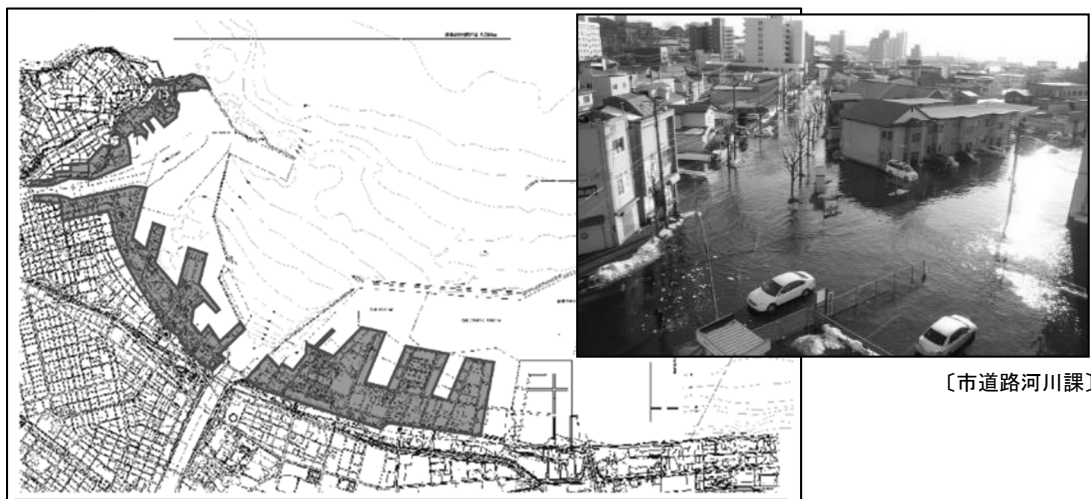
本市では、平成23年3月の「東日本大震災」時、最大波2.1mの津波により96棟が床上浸水するなどの被害を受けています。また、津波堆積物による古津波の研究により過去に大きな津波が到達していると推定されています。

〔過去の主な津波被害〕

原因地震名と規模	発生日時	最大波と最高潮位
十勝沖 (M8.2)	昭和27年3月4日	最大波1.42m、海拔1.54m
チリ南部 (M9.5) ※遠地津波	昭和35年5月23日	最大波2.30m、海拔1.55m
北海道東方沖地震 (M8.1)	平成6年10月4日	最大波0.97m、海拔1.33m
東日本大震災 (M9.0)	平成23年3月11日	最大波2.10m、海拔2.10m

○ 東日本大震災による津波被害

※網掛が津波被害場所



(ウ) 風水害及び雪害

風水害としては、平成 25 年 9 月の台風 18 号により 1 時間に 54mm の非常に強い雨が降り、市内で道路冠水や浸水被害が発生しました。また、平成 16 年 1 月には阿寒湖畔で 182 cm の積雪を記録、国道 3 路線が通行止めとなり 20 時間にわたり孤立状態が続きました。

〔過去の主な大雨災害〕

発生日時	雨量	主な被害状況
昭和 61 年 9 月 4 日	日雨量 168mm、時間雨量 41.5mm	床上浸水 71 戸、がけ崩れ 52 か所
平成 10 年 8 月 27 日～30 日	総雨量 205mm、時間雨量 25.5mm	床下浸水 20 戸、がけ崩れ 8 か所
平成 25 年 9 月 16 日	総雨量 169.5mm、時間雨量 54mm	床上浸水 10 戸、がけ崩れ 41 か所 道路冠水により水没車両数百台
平成 28 年 8 月 16 日～31 日	21 日～23 日総雨量 187mm 17 日最大瞬間風速 43.2m	【台風 7, 11, 9, 10 号】 住宅屋根飛散等 108 件

○ 道路冠水時の状況



〔市道路河川課〕

〔過去の主な大雪災害〕

発生日時	主な被害状況
昭和 50 年 1 月 16 日	低気圧による暴風雪で釧路は日 59 cm大雪となり交通が分断。 音別でも 70 cmの積雪で牛乳の集荷ストップ
平成 16 年 1 月 13 日	阿寒湖畔で 182 cmの積雪を記録。雪崩の恐れで国道 3 路線が通行止めとなり、孤立状態が 20 時間に及ぶ

(2) 災害への意識

「釧路市まちづくり基本構想」の策定にあたり、市民の意見を市政に反映させ、市民が主体のまちづくりを一層発展させるために、市民アンケートを実施しました。その調査項目として自然災害に対する意識調査についても実施したことから、釧路市強靱化計画における施策にも反映させていきます。

釧路市まちづくり基本構想策定に向けた市民アンケート（平成28年7月）

・配布数：10,000人

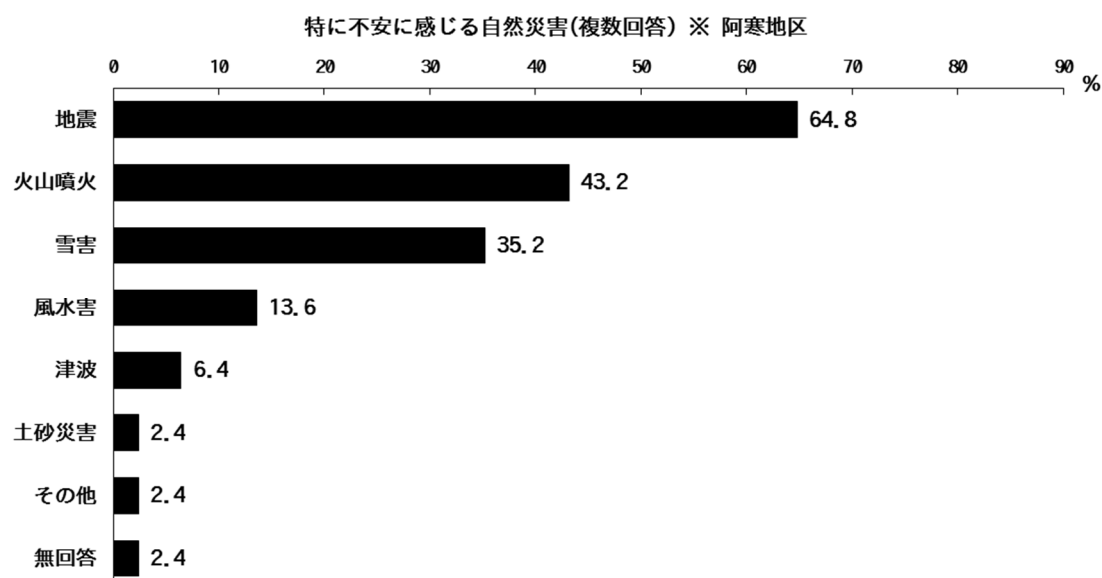
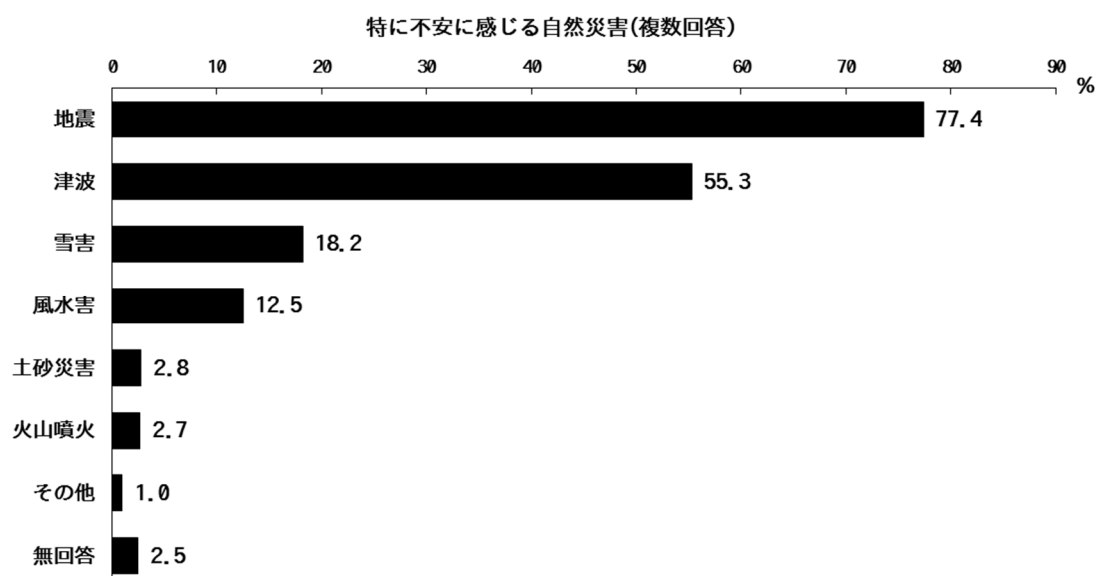
・回答数：2,946人

回答率：29.5%

① 特に不安を感じる自然災害

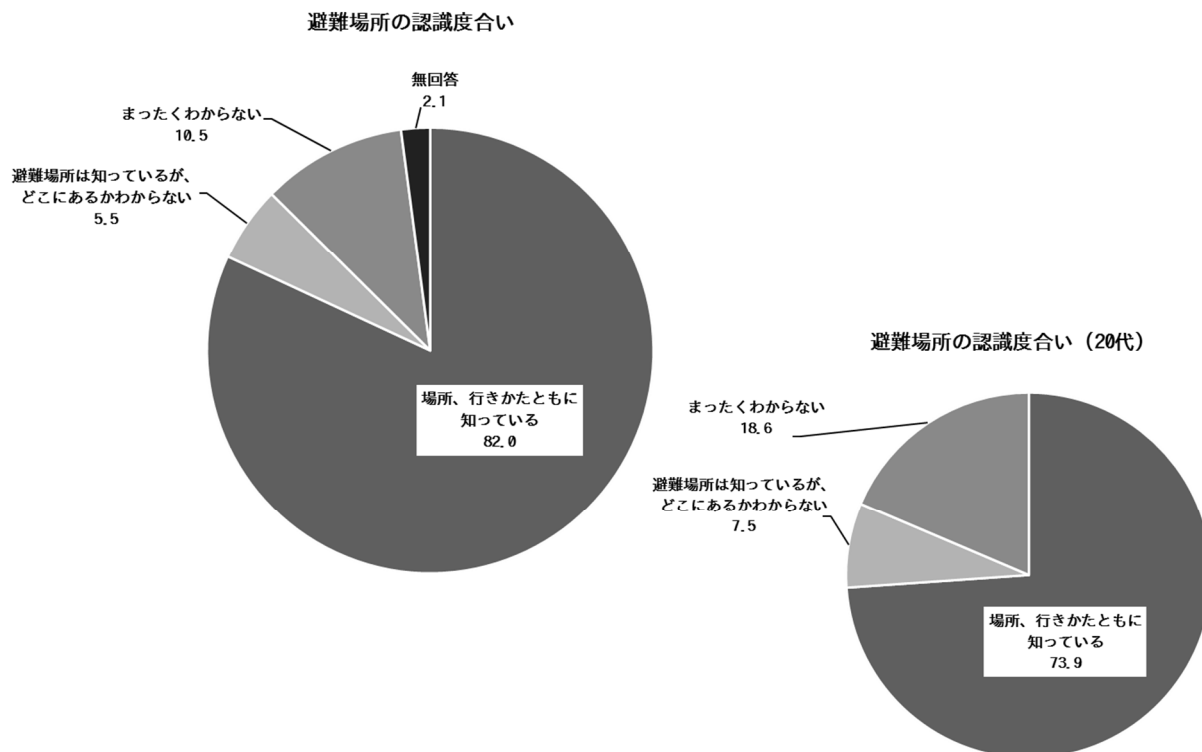
市民が特に心配な自然災害は、「地震」が77.4%と最も多く、「津波」が55.3%、「雪害」が18.2%となっています。

阿寒地区は火山が存在することから、「火山噴火」が43.2%と「地震」の次に高く、また、「雪害」も35.2%と他地区よりも割合が高くなっています。



② 避難場所の認識度合い

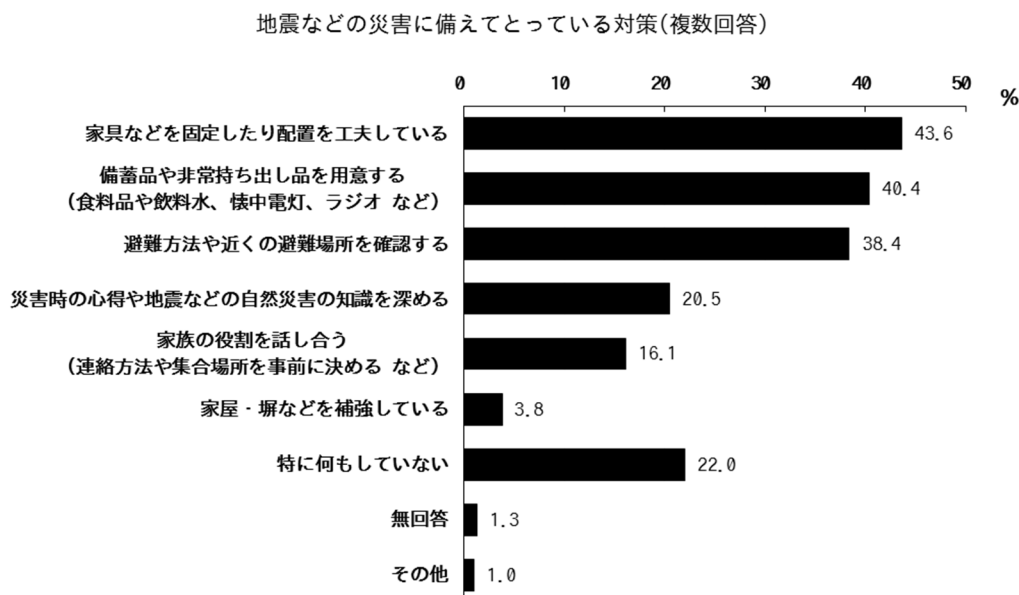
避難場所の認識度合いは、「場所、行きかたともに知っている」が 82.0%と最も多く、どの年代でも、概ね 80%以上を占めています。一方で「まったくわからない」が 10.5%となっており、特に 20 代では 18.6%がわからないと回答しています。



③ 地震などの災害に備えてとっている対策

各家庭で地震などの災害に備えてとっている対策は、「家具などを固定したり配置を工夫している」が 43.6%で最も多く、「備蓄品や非常持ち出し品を用意する」が 40.4%、「避難方法や近くの避難場所を確認する」が 38.4%となっています。

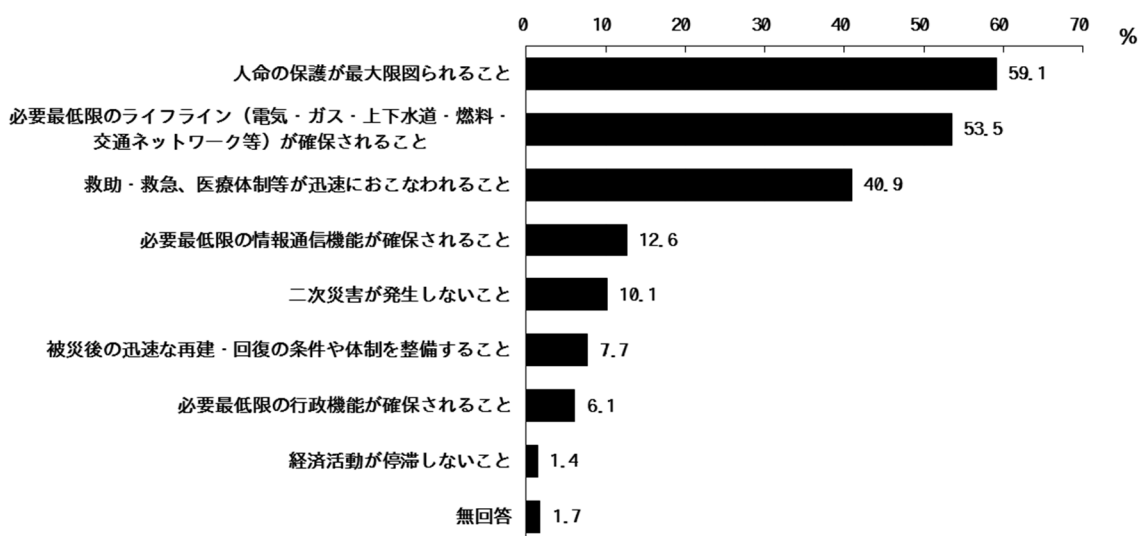
一方で、「特に何もしていない」と回答した方は 22.0%となっています。



④ 大規模自然災害に事前に備えるべき目標

大規模自然災害に事前に備えるべき目標として優先度が高いと思われるものは、「人命の保護が最大限図られること」が59.1%で最も多く、「必要最低限のライフライン（電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等）が確保されること」が53.5%、「救助・救急、医療体制等が迅速におこなわれること」が40.9%となっています。

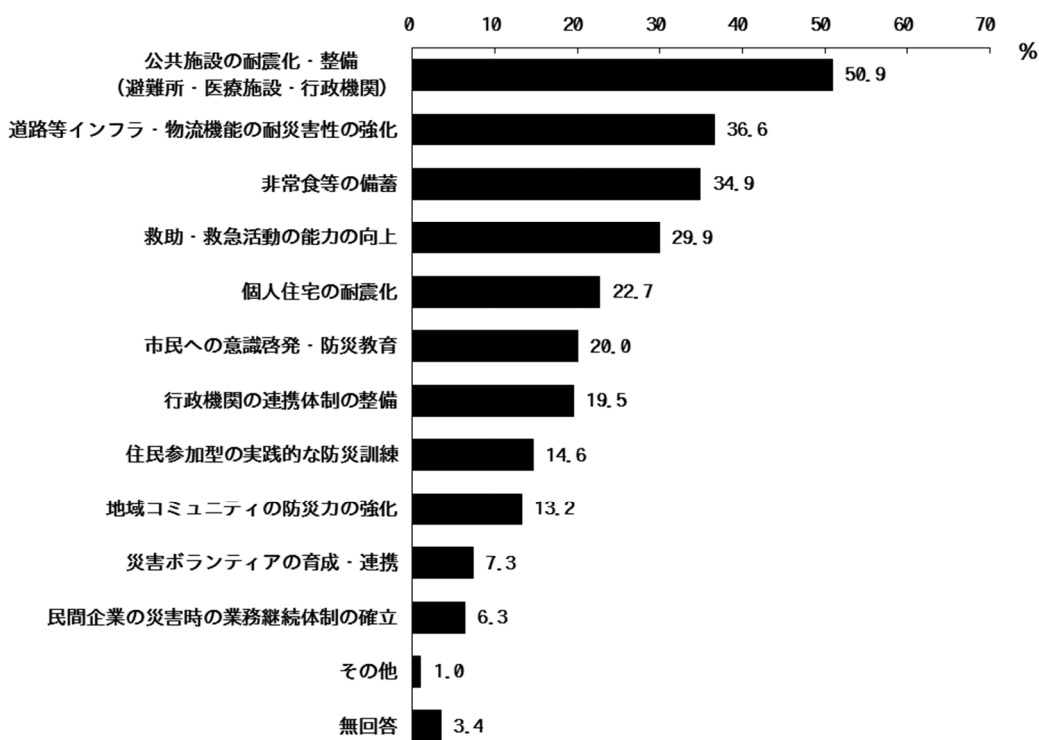
大規模自然災害に事前に備えるべき目標(複数回答)



⑤ 大規模自然災害に対して取り組むべき対策

大規模自然災害への対策として優先度が高いと思われるものは、「公共施設の耐震化・整備」が50.9%で最も多く、「道路等インフラ・物流機能の耐災害性の強化」が36.6%、「非常食等の備蓄」が34.9%となっています。

大規模自然災害に対して取り組むべき対策(複数回答)



(3) 釧路市強靱化計画の基本目標

本市は豊かな自然環境に恵まれている一方、大規模自然災害リスクも多く有しています。自然と共生を図りながら、そのリスクに事前に備えて対応していくことが重要です。

以下の考え方を踏まえ、3つの基本目標を定めます。

「ひがし北海道の拠点都市釧路」として、高速道路、鉄道、港湾及び空港などの陸海空の交通ネットワークを有するとともに、行政、商業・金融、医療・福祉、教育・文化など様々な都市機能が集積していることから、市民や釧路を訪れる人を大規模自然災害から守り、社会経済機能を保護します。

また、「北海道における釧路」として北海道強靱化計画により示されている釧路・根室地域の施策の展開方向とも調和を図り、釧路・根室管内だけでなく道内他市町村と連携を図りながら北海道の強靱化に貢献します。加えて、国が想定する大規模自然災害に対し、首都圏から離れているという地理的特性とともに、豊かな自然環境がもたらす高い食料生産力や、港湾物流機能などを生かして迅速な復旧・復興に貢献するなど「日本全体における釧路」として国全体の強靱化に貢献します。

さらに、釧路市まちづくり基本構想で目指す「誰もが健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいを持って暮らし続けることができる」まちづくりを進めるために、平時に有効活用され、非常時にも防災・減災の効果を発揮する視点による強靱化を進め、防災分野のみならず、「域内連関」の取り組みを進めながら、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築に取り組みます。

釧路市強靱化計画の基本目標

- ・ 大規模自然災害から市民の生命・財産及び社会経済機能を守る
- ・ ひがし北海道の拠点都市としての強みを生かし、国・北海道の強靱化に貢献
- ・ 人と人がつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現

国土強靱化基本計画基本目標（平成26年8月）

- ・ 人命の保護が最大限図られる
- ・ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化
- ・ 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画基本目標（平成27年3月）

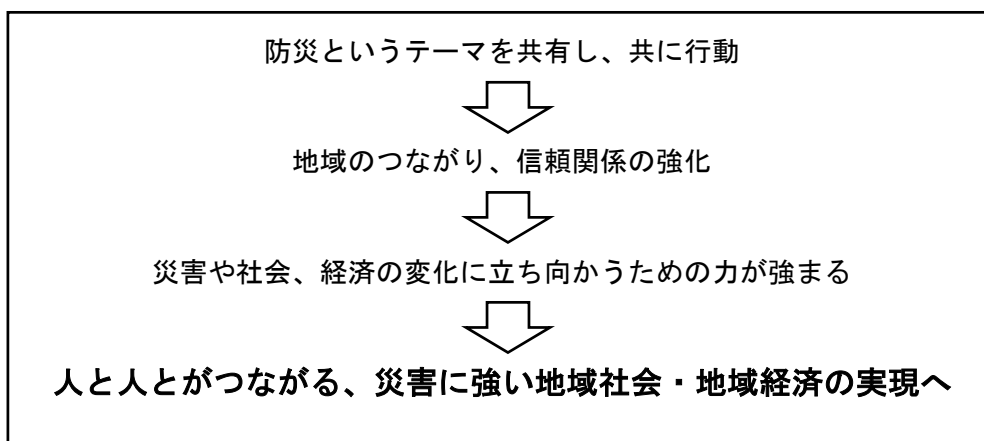
- ・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- ・ 北海道の持続的成長を促進する

(4) 釧路市強靱化計画における「域内連関」について

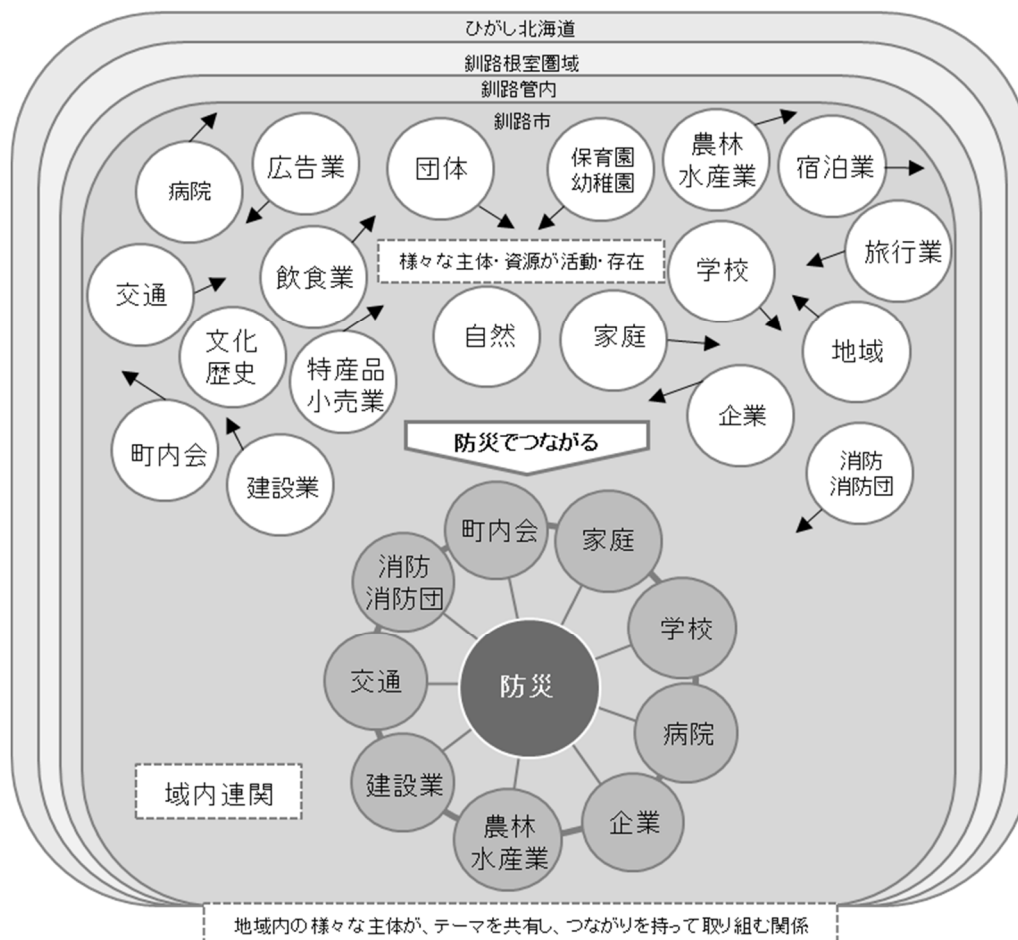
「域内連関」とは、地域内の様々な主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら、付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方であり、「釧路市まちづくり基本構想」において、その理念が目指すべきまちづくりの中で示されています。

釧路市強靱化計画においても、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人がつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、域内連関の取り組みを進めていきます。

【釧路市強靱化計画における域内連関】



【域内連関のイメージ図】

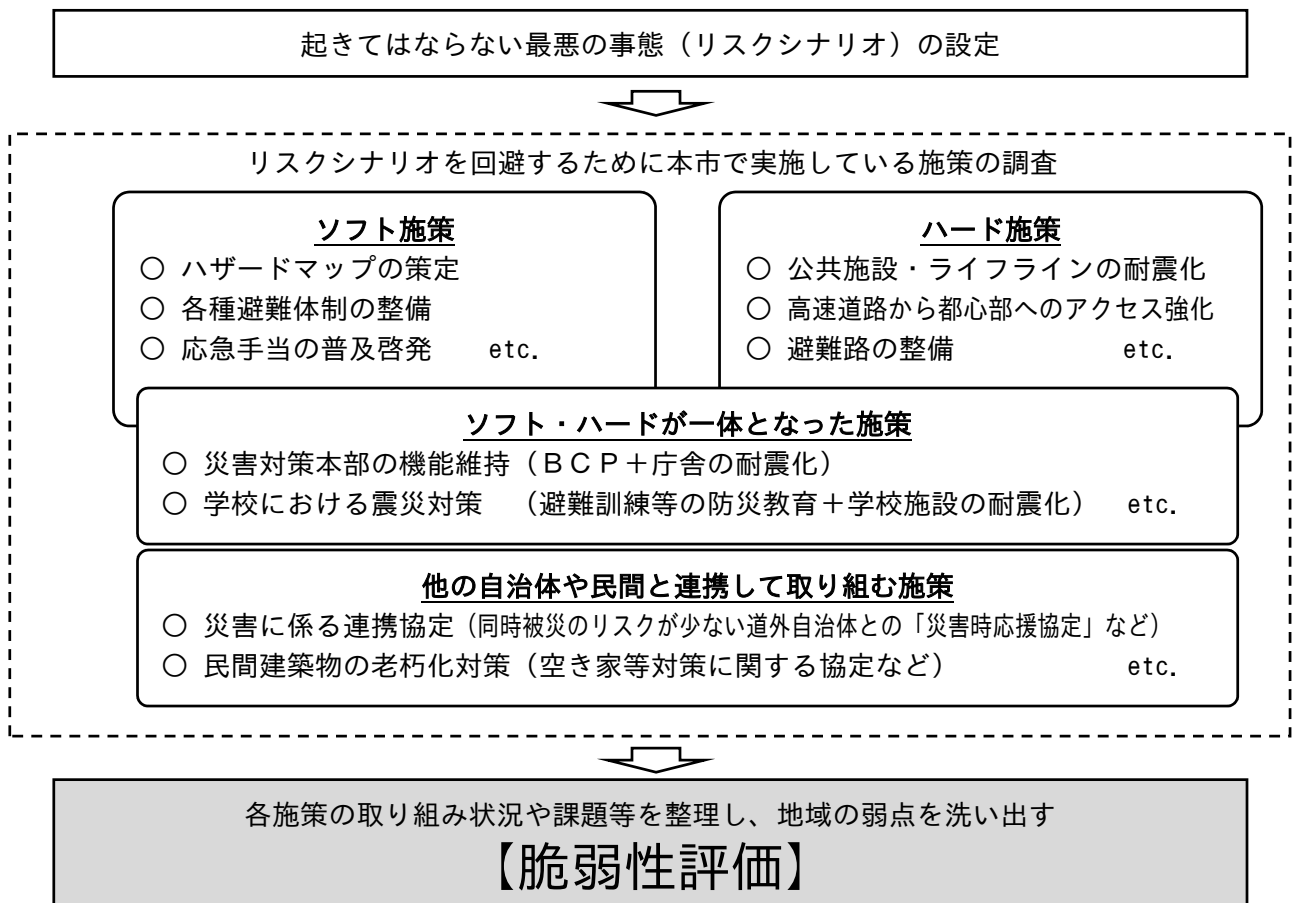


3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等の備えとなる地域の強靱化を進める上で、その前提となる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する地域の弱点を洗い出すプロセス及びその現状分析（以下、「脆弱性評価」という。）は国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していくうえで必要不可欠なものです。

起きてはならない最悪の事態が発生する要因を想定し、それを回避するために本市で実施している施策の取り組み状況について調査を行い、課題を整理したうえで分析、評価を行い地域の弱点を洗い出すことが脆弱性評価となります。



(2) 脆弱性評価において想定するリスク

北海道強靱化計画と同様に、あらゆる大規模自然災害全般をリスクの対象とします。そのうえで、過去に本市で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

※ 本市で甚大な被害をもたらすと想定される自然災害

地震	津波	火山噴火	豪雨・土砂災害
暴風雨(台風)	豪雪	暴風雪	洪水

(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

北海道強靱化計画で設定されている7の категорияと21のリスクシナリオをもとに、釧路の地域特性等を踏まえ、7の категорияと20のリスクシナリオを設定します。

カテゴリー【7】	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)【20】
1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3. 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4. ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5. 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 物流機能等の大幅な低下
6. 二次災害の抑制	6-1 農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大
7. 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(4) リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価

20 のリスクシナリオごとに関連する現行の施策の取り組み状況や課題を整理したうえで、リスクを回避するための施策項目として 57 項目を設定し、施策項目ごとに分析及び評価を行いました。

評価に当たっては、施策項目に係る進捗度や達成度を定量的に把握するための数値データや、各種計画、協定を参考指標として活用しています。

【凡例】 ○ 計画 ◎ 協定 ◆ 現状値

脆弱性評価

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

(住宅・建築物等の耐震化)

住宅の耐震化率は 81.4% (平成 27 年度)、多数の者が利用する建築物の耐震化率は 85.3% (平成 27 年度) と北海道平均よりも下回っているものの、全国平均とほぼ同じ数値である。「釧路市耐震改修促進計画」での目標である耐震化率 95% の達成に向けて、無料耐震診断や耐震改修補助金を実施していることから、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

- 釧路市耐震改修促進計画 平成 29 年 6 月～
- 釧路市住生活基本計画 (※策定中)
- ◆ 住宅の耐震化率 81.4% (平成 27 年度) ※ 国 82% (H25)、北海道 86.5% (H27)
- ◆ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 85.3% (平成 27 年度)
※ 国 85% (H25)、北海道 93% (H27)

(市営住宅の耐震化)

市営住宅の耐震化については耐震化率 99.4% (平成 28 年度) であり、平成 19 年度に策定した「公営住宅ストック総合活用計画」及び平成 24 年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき耐震改修工事を進めたことにより、平成 29 年度で全ての市営住宅の耐震化が完了となる。

- 釧路市住生活基本計画 (※策定中) <再掲>
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成 25 年 3 月～
- ◆ 市営住宅の耐震化率 99.4% (平成 28 年度)

(公立小中学校の耐震化)

公立小中学校については、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備された施設が多く、老朽化が進んだことで安全面・機能面での改善を図る必要があったことから、釧路市立学校施設耐震化 PFI 事業により、計画的に耐震化が図られてきた。現在、耐震化未完了の阿寒湖小・中学校については新築更新する予定となっており、更新後に全ての公立小中学校の耐震化が完了となる。

- ◆ 公立小中学校の耐震化率 98.7% (平成 28 年度) ※ 北海道 93% (H27)

（民間大規模建築物の耐震化）

民間の大規模建築物などについては、平成 25 年 11 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正となり、新たに耐震診断が義務付けられたことから、国の支援制度等の周知など耐震化の取り組みを促進する必要がある。

【1-1-2】 建築物等の老朽化対策**（公共建築物の老朽化対策）**

人口減と人口構成の変化に伴い、将来にわたり現在の規模の公共施設等を維持し続けることが困難であることから、「釧路市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の施設の集約化、多機能化を進めるとともに各施設の「長寿命化計画」に基づき適切な維持管理を実施している。今後も財政状況等を勘案しながら各計画の基本的方向性に基づいた施設運用を進めていく必要がある。

- 釧路市公共施設等総合管理計画 平成 27 年 9 月～
- 釧路市公園施設長寿命化計画 平成 25 年 10 月～
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～
- 釧路市水道ビジョン 平成 24 年 3 月～
- 釧路市下水道ビジョン 平成 24 年 3 月～
- 釧路市消防本部基本計画 平成 23 年 11 月～

（民間建築物の老朽化対策）

近年増加する管理が不十分な老朽空家等の対策として「釧路市空家等対策計画」を策定し、適切な管理の重要性と管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く住民意識を醸成し、安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保する取り組みを進めている。管理が不十分な空家等の増加は、大規模自然災害時に家屋の倒壊による通行人への被害や、緊急避難路の閉そくを引き起こす可能性があることから、今後とも空家等の所有者に対し、適正管理及び老朽化を防止する必要性について周知を図る必要がある。

- 釧路市住生活基本計画 （※策定中） <再掲>
- 釧路市空家等対策計画 平成 29 年 2 月～
- ◎ 空き家等対策に関する協定
（公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部、釧路司法書士会、釧路市建設事業協会、一般社団法人北海道建築士事務所協会釧路支部、釧路弁護士会）
- ◆ 民間住宅の空き家率（住宅土地統計調査より） 15.7%（平成 25 年度）
※ 国 13.1%（H25）、北海道 14.1%（H25）

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

（避難場所の指定・整備）

「釧路市地域防災計画」に基づき避難場所や避難施設を指定している。今後は、市民への周知を徹底するために、ハザードマップやホームページのほか、出前講座などを通じて認知度を高めていくとともに、国や北海道により、新たな津波浸水想定の設定がなされた時には、避難場所・避難施設の見直しや整備を行う必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～
- ◆ 地震災害に伴う火災等における広域避難場所数 124箇所(平成28年度)
- ◆ 地震災害等における指定避難場所 180箇所(平成28年度)
- ◆ 土砂災害における一時避難先施設数 22箇所(平成28年度)

（福祉避難所の指定）

避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、市有施設の一部を福祉避難所に指定するほか、市内の社会福祉施設との間で、福祉避難所の開設に係る協定を締結している。今後も社会福祉施設等の運営法人の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める必要がある。

- ◎ 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定

【1-1-4】 緊急輸送道路等の整備**（緊急輸送道路等の整備）**

緊急輸送道路や津波避難路は、地震直後から発生する緊急輸送や津波避難を円滑かつ確実に進めるために必要不可欠な道路であることから、関係機関と連携して整備に取り組む必要がある。また、市が管理している緊急輸送道路等の橋梁については、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型の修繕を行う必要がある。

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>
- ◆ 市が管理している緊急輸送道路上の橋梁数 5 橋(平成 28 年度)
- ◆ 市が管理している橋梁の点検率 100%(平成 28 年度)

（緊急輸送道路等の無電柱化）

地震発生時の電柱倒壊により道路の閉そくを防ぎ、緊急輸送を確実に実施するため、緊急輸送道路の無電柱化について、関係機関と検討を行う必要がある。

【1-1-5】 地盤等の情報共有**（大規模盛土造成地の情報提供）**

近年、全国で大地震等に伴う宅地の滑動崩落により多くの被害が発生している現状を踏まえ、国が大規模盛土造成地の滑動崩落対策を進めていることから、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき調査を実施し、大規模盛土造成地の位置や規模及び危険性について、国や北海道などの関係機関と連携して情報を提供していく必要がある。

1. 人命の保護

【1-2】火山噴火・土砂災害による死傷者の発生

【評価結果】

【1-2-1】警戒避難体制の整備

（雌阿寒岳火山噴火に対する警戒避難体制の整備）

近隣市町村等で構成される雌阿寒岳火山防災協議会により、平成14年に策定された「雌阿寒岳火山防災計画」を平成29年5月に一部修正するとともに、「火山ハザードマップ」を作成するなど避難体制の整備が図られていることから、引き続き近隣市町村等と連携して避難体制強化のための取り組みを進めていく必要がある。

- 雌阿寒岳火山防災計画 平成14年9月～
- 火山（雌阿寒岳）ハザードマップ 平成24年8月～

（土砂災害が発生するおそれのある区域の情報共有）

土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域については、北海道など関係機関と連携し、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めていることから、引き続き、区域等の指定と指定された区域の周知に努める必要がある。

- ◆ 土砂災害警戒区域指定箇所数 86箇所（平成28年度）

（土砂災害に対する警戒避難体制の整備）

土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」を配布し、災害に適切に避難できる体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域内から移転を行う方々に対して移転補助金を交付するなどの支援を進めている。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- ◆ 土砂災害ハザードマップ作成箇所数 86箇所（平成28年度）
- ◆ 土砂災害における一時避難先施設数 22箇所（平成28年度） <再掲>

【1-2-2】砂防設備等の整備

（砂防設備等の整備）

土砂災害の恐れがある箇所については、北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る必要がある。

1. 人命の保護

【1-3】大規模津波等による死傷者の発生

【評価結果】

【1-3-1】津波避難体制の整備

(津波避難計画の策定)

津波災害から市民の生命と身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に市民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的とした「釧路市津波避難計画」を策定済である。今後、国や北海道により新たな津波浸水想定の設定がなされた時には、適宜計画の改定を進める必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- 釧路市津波避難計画 平成25年8月～

(津波ハザードマップの作成)

津波ハザードマップについては、数十年ごとに発生すると想定される津波及び数千年に一回程度発生すると想定される最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成し、市内全戸に配布済みである。今後、国や北海道により新たな津波浸水想定の設定がなされた時には、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備が必要となる。

- 津波ハザードマップ 津波警報 平成25年8月～
- 大津波（巨大）ハザードマップ 大津波警報 平成25年8月～
- 多言語版津波ハザードマップ 平成28年3月～

(津波避難施設の整備)

津波避難施設については、想定される津波到達時間までに避難対象地域のどこからでも避難できるよう1キロ圏内に配置を進めているが、一部、津波到達時間までに避難先に到達できない避難困難地域が残されていることから、避難困難地域においては、解消に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じた避難方法の検討が必要である。

- ◆ 大津波警報時における避難場所数 79箇所(平成28年度)
- ◆ 津波避難施設における収容可能人数 144,550人(平成28年度)

脆弱性評価

（津波避難ビルの指定）

大津波警報発表時、津波避難施設にたどりつけない避難者のための津波一時避難施設として津波避難ビルの指定を進めている。避難対象地域内における津波一時避難施設の確保のために、民間建物の活用や、公営住宅等を建設する時に津波一時避難施設の機能を併せ持たせるなど、平時の有効活用の視点を持った整備を促進する必要がある。

- ◆ 大津波警報時における津波避難ビル指定箇所数 24 箇所(平成 28 年度)

（津波避難路の整備）

釧路市津波避難計画に位置付けられた避難目標地点までの避難を円滑かつ確実に実施するため、同計画に位置付けられた津波避難路の整備を進めるとともに、津波避難路上の橋梁については、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕及び耐震補強を行う必要がある。

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

（避難誘導に係る表示板等の設置）

避難誘導に寄与する各種標識、表示板等の設置については、津波避難施設に津波避難施設表示板を設置するとともに、海拔表示板を設置している。今後、釧路市津波避難計画等に基づき、避難場所の周知や津波避難施設の見直しに伴う表示板の設置等について計画的に進める必要がある。

- ◆ 緊急避難場所等表示板設置箇所数 102 箇所(平成 28 年度)
- ◆ 市で設置した海拔表示設置箇所数 225 箇所(平成 28 年度)

（避難行動要支援者の避難対策）

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会が支援組織となり、避難支援計画の作成、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り等、共助による地域防災体制の整備を進めていることから、町内会による支援組織体制の更なる充実が必要である。

- 第 3 期釧路市地域福祉計画 (※策定中)

【1-3-2】 海岸保全施設等の整備

（海岸保全施設等の整備）

海岸保全施設や津波漂流物対策施設等の整備について、国や北海道と連携を図る必要がある。

1. 人命の保護

【1-4】 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

【1-4-1】 洪水・内水ハザードマップの作成

（洪水・内水ハザードマップの作成）

洪水ハザードマップについては、平成 27 年 11 月に改正された水防法により、想定される最大規模の洪水浸水想定区域を地域住民に周知することが義務付けられ、国が管理している河川の「釧路川水系新釧路川洪水浸水想定区域図」に基づき「新釧路川洪水ハザードマップ」を作成済である。また、内水ハザードマップについては、数十年に一度程度と言われている平成 25 年 9 月の台風 18 号の被害状況に基づき作成している。今後は、これらのハザードマップの周知に努める必要がある。

- 新釧路川洪水ハザードマップ 平成 29 年 3 月～
- 釧路市内水ハザードマップ 平成 29 年 3 月～
- 多言語版洪水・内水ハザードマップ 平成 29 年 11 月～

【1-4-2】 河川改修等の治水対策

（河川改修等の治水対策）

浸水被害を軽減するために地域ごとの状況を踏まえた雨水管の整備を進めているが、平成 28 年 8 月の連続した台風の豪雨では市内で冠水や浸水被害が発生した。このため、今後も内水による冠水や浸水被害を未然に防ぐために雨水管の整備を着実に進めていく必要がある。また、本市の後背地にある釧路湿原は、釧路川流域の一部であり、大雨の際に浸水や、新釧路川の水位上昇を低減させるという防災上からも重要な自然の遊水機能がある。このことから、河川の治水対策については、市管理河川の改修を進めるとともに、国や北海道等と連携して河川改修を計画的に行い、釧路湿原への土砂流入防止の取り組みについても関係機関と連携して進める必要がある。

- ◆ 雨水面積整備率 61.3% (平成 28 年度)
- ◆ 釧路市管理河川延長 316 河川 1,146Km (平成 28 年度)
- ◆ 準用河川「星が浦川」の河川整備率 4.35% (平成 28 年度)

1. 人命の保護

【1-5】 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

【評価結果】

【1-5-1】 暴風雪時における道路管理体制の強化

（暴風雪時における道路管理体制）

市街地の主要幹線及び交通の混雑する路線バス運行路線などを重点的に除雪するために除雪出動基準を定め、道路パトロールにより道路交通状況や降雪状況の確認を行うことで効果的な道路管理体制の整備を進めていることから、暴風雪時の車の立往生などを防止するためにも、暴風雪時の外出についての注意喚起を行うとともに、ホームページやフェイスブックによる除雪状況の情報提供について更に取り組んでいく必要がある。

【1-5-2】 除雪体制の確保

（除雪体制の確保）

緊急輸送道路や避難路については、国や北海道などの関係機関も含め優先的な除雪体制を確立しているが、一般道路については、除雪作業の遅滞が懸念されている。市道においては、安定した除雪体制を構築するため、市内を九つのブロックに分け効率的な除雪を進めているが、除雪車両の老朽化や除雪事業者確保について課題がある。今後は、除雪車両の計画的修繕や老朽化した除雪機械の更新を適切に行うとともに、除雪事業者の確保について取り組む必要がある。

◆ 道路除雪延長数 1,129.6Km(平成28年度)

1. 人命の保護

【1-6】積雪寒冷を想定した避難体制の未整備による被害の拡大

【評価結果】

【1-6-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

（公共交通機関の運行停止時による帰宅困難者対策）

公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者の発生に対し、駅やバスなどの交通ターミナルでの一時受け入れ態勢の整備や、避難場所への周知・誘導などの避難対策の検討が必要であるとともに、積雪・低温など冬期間の災害発生を想定した避難対策についても、併せて検討を進める必要がある。

【1-6-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

避難施設における冬季防寒対策として毛布、ストーブ等の資機材の備蓄を進めており、今後も確保に努める必要がある。

◆ 毛布、ストーブ等の備蓄資機材の備蓄数(平成 28 年度)

移動式ストーブ 60 台

毛布 3,804 枚

アルミブランケット 4,832 個

1. 人命の保護

【1-7】情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

【1-7-1】関係機関の情報共有化

（災害時における情報連絡体制の確保）

大規模自然災害時、災害現場や関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、伝達が求められることから、防災行政無線、衛星携帯電話等の計画的な更新が必要となる。

- ◆ 同報系防災行政無線の設置数 親局 1、中継局 2、子局 119 箇所（平成 28 年度）
- ◆ 災害対策用衛星携帯電話数 26 箇所（平成 28 年度）

（防災情報共有システムの運用）

国の緊急情報ネットワークシステムである Em-Net や、北海道防災情報共有システムにより、防災気象情報や避難情報など災害情報の情報共有を進めていることから、今後も一層の効果的な運用に向け、監視機器の増設等計画的な整備を推進する必要がある。

- ◆ 指令台更新事業に伴い防災情報共有システムの導入 導入済み（平成 28 年度）

【1-7-2】住民等への情報伝達体制の強化

（町内会への加入促進）

大規模自然災害時には「自助」や「公助」とともに「共助」として地域コミュニティによる住民間のつながりが不可欠であることから、一番身近な組織である町内会への加入促進に取り組みや、地域ぐるみの防災や減災へ向けた取り組みを支援する必要がある。

- ◎ 釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定
- ◎ 釧路市における町内会への加入促進に関する協定
- ◆ 釧路市連合町内会加入率 44.3%(平成28年度)

（住民等への情報伝達体制の強化）

大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を定めるとともに、防災行政無線やFMコミュニティラジオにより、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて国から発信される情報等を伝達するほか、防災メール、ホームページ、広報車などを通じて情報を伝達している。また、全戸に配布している「釧路市くらしの便利帳」に津波ハザードマップなどを掲載するほか、在住外国人に対しては各種防災マップの多言語化等、情報伝達体制強化の取り組みを進めている。今後も、災害情報の伝達方法の多様化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む必要がある。

- 釧路市水防計画 平成19年2月～
- 釧路市津波避難計画 平成25年8月～ <再掲>
- 雌阿寒岳火山防災計画 平成14年9月～ <再掲>
- ◎ 「釧路市くらしの便利帳」の協働発行に関する協定
- ◎ 市民とともに進めるまちづくりに関する基本協定

【1-7-3】観光客に対する情報伝達体制の強化

（外国人を含む観光客に対する情報伝達の強化）

観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、一時的な避難場所等を示す案内サインの多言語化が不十分であることから、多言語に対応した情報発信の強化や119番受付、情報収集手段確保として市内の観光施設等への公衆無線LANの整備を進める必要がある。

- ◆ 消防指令台多言語対応システム 導入済み(平成28年度)

（道の駅における情報発信機能の強化）

「道の駅」は、観光客を含めた道路利用者のために道路情報や地域観光情報等を提供する情報発信機能を有しており、災害時においても道路利用者に対する道路等の災害情報の発信拠点として重要であることから、国など関係機関との連携のもとに情報発信機能を強化することが必要である。

【1-7-4】高齢者等の要配慮者対策

（避難行動要支援者対策）

高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、災害時の初動対応及び消防隊等への情報提供を行なうための現状調査を実施していることから、今後も迅速で円滑な支援が可能となるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成・活用等、所要の対策を推進する必要がある。

○ 第3期釧路市地域福祉計画（※策定中） <再掲>

【1-7-5】地域防災活動、防災教育の推進

（地域防災活動の推進）

地域住民の地震や津波に対する防災意識の向上を図るため、町内会や民間企業等に対し出前講座を推進するほか、自主防災組織等に防災学習や防災講演会を実施するなど、今後も一層効果的な取り組みを進める必要がある。

◆ 自主防災組織数 71組織(平成28年度) ※ 幼年消防組織を含む

（消防団の活動体制の強化）

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との災害時情報共有体制の向上及び大規模自然災害を想定した教育訓練の更なる充実が必要である。

◆ 消防団の団員充足数 87.4%(平成28年度)

（防災教育の推進）

学校による定期的な避難訓練の実施のほか、防災教育啓発資料の配付や体験型の防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進めていることから、今後も各学校の立地場所など地域の実情に応じた実践的な避難訓練の実施や、関係機関との連携による防災体験学習などについて、より効果的な取り組みを行う必要がある。

○ 第2期釧路市教育推進基本計画（※策定中）

◆ 防災訓練等を実施する学校の割合 100%(平成28年度)

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

【評価結果】

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

（物資供給等に係る連携体制の整備）

物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結していることから連携や連絡体制の整備に努める必要がある。

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- ◎ 釧路市と締結している災害協定（88ページ災害時における協定一覧参照）

（地理的に離れた市町村との災害時応援協定の締結）

大規模自然災害時に広範囲で甚大な被害を受けた場合に、道内自治体からの応援が受けられない事態が想定されることから、同時被災のリスクが少ない道外自治体と「災害時応援協定」を締結し、災害時の連携を図ることが必要である。

- ◎ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定
- ◎ 大和市・釧路市災害時相互応援協定

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

（非常用物資の備蓄促進）

家庭や事業所等に向けて、食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の3日分の備蓄を啓発するとともに、川や鉄道で分断されている市街地の状況や津波避難を考慮し、市内各所や津波避難施設に備蓄資機材を確保するなど計画的な整備が必要である。

- ◆ 備蓄資機材庫箇所数 14箇所（平成28年度）
- ◆ 備蓄配備の津波避難施設数 68箇所（平成28年度）
- ◆ 食料・水の備蓄数（平成28年度）
 - クラッカー 8,680パック
 - カロリーメイト 29,160箱
 - アルファ米 18,800食
 - 500ml ペットボトル 20,280本
- ◆ 非常用飲料水袋備蓄数（袋／給水人口1,000人） 125.1袋（平成28年度）

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-2】 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

【2-2-1】 防災訓練等による救助・救急体制の強化

（防災訓練等の実施）

釧路市防災総合訓練により、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化するとともに、緊急消防援助隊合同訓練に参加し、防災技術の向上や他の消防機関との連携を強化するなど、様々な形態・規模の訓練を行っている。今後も総合訓練等で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

- ◆ 釧路市防災総合訓練 年1回開催
- ◆ 緊急消防援助隊数 11隊(平成28年度)

（消防職員の育成）

消防職員の人員構成の変化により、経験が浅い若年層が増えていることから、レスキュートレーニングや、救急副隊長研修、指導者育成研修等を行い、計画的に人材を育成する必要がある。

- ◆ レスキュートレーニング、救急副隊長研修、指導者育成研修 年6名(平成28年度)
- ◆ 救急救命士資格取得者数 69名(平成28年度)
- ◆ 救急救命士養成人数 年1名(平成28年度)

【2-2-2】 自衛隊体制の維持・拡充

（自衛隊体制の維持・拡充）

北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応に遅れが生じ、被害が拡大する懸念がある。

【2-2-3】 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備**（救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備）**

大規模自然災害時に通信ネットワークを確保するための情報基盤の整備として、消防救急無線のデジタル化及び通信指令台の更新を行うとともに、救急業務における ICT を活用した医療機関との連携が進んでいる。今後は、更なる災害対応能力の維持・強化に向けて、消防署、分署、支署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両や消火栓の更新など、計画的な整備を進める必要がある。また、災害救助時には、必要に応じて民間企業により結成している釧路市救助協会より、消防が保有していない機械や技術の提供を受けていることから、引き続き協力体制の充実を図る必要がある。

- ◎ 災害発生時における無人航空機の運用に関する協定
- ◎ 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定
- ◆ 消防救急無線のデジタル化 100% (平成 25 年度)
- ◆ 指令台通信ネットワーク等の整備 100% (平成 28 年度)
- ◆ 消防団用救助資機材等の配備 2 個分団 (平成 28 年度)

（応急手当の普及啓発）

大規模自然災害時には、負傷者が多数となり消防による救助・救急活動が遅れる可能性があることから、到着前に傷病者に対して適切な処置が実施できるよう、市民に対する応急手当の普及啓発を実施する必要がある。

- ◆ 応急手当講習会の受講者数 延べ 18,642 人 (平成 27 年度)

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

（被災時の医療支援体制の強化）

被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するために医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協定を締結していることから、引き続き医療施設及び行政関係者間で災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要である。

- ◎ 災害時における医薬品等の供給および救護活動に関する協定
- ◎ 災害時の医療救護活動に関する協定
- ◎ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

（地域災害拠点病院の体制強化）

地域災害拠点病院である市立釧路総合病院は、災害発生時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入が求められることから、新棟建設を含めた病院施設及び医療機械の整備を進めるとともに、大規模自然災害時における自治体病院間との相互支援の協定を締結している。今後も災害拠点病院としての体制強化を図るために、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努めるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の対応力の向上を図る必要がある。

- ◎ 災害時等における病院間の相互支援に関する協定（函館市、名寄市、砂川市）

【2-3-2】災害時における福祉的支援

（災害時における福祉的支援）

災害に備えた地域防災体制づくりを進め、町内会等の関係機関との協定の締結や情報の共有化を図ることで、高齢者や障がい者などの要配慮者の安全の確保や、要配慮者のうち災害時の避難等に支援が必要な避難行動要支援者への支援拡充を図る必要がある。

- 第3期釧路市地域福祉計画（※策定中） <再掲>

【2-3-3】 防疫対策**（防疫対策）**

大規模自然災害時における外傷等に伴う感染症の発生及び避難所内における感染症の蔓延等を防止するため、平時からの感染症対策として定期的な予防接種を実施するとともに、関係機関と連携して空港・港湾における検疫体制の充実を図る必要がある。

- ◆ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率

1回目 94.0%、2回目 94.2% (平成28年度)

（応急トイレの整備）

大規模自然災害時における避難場所等のトイレ機能確保を図るために、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

- ◆ 簡易トイレ備蓄数 253個 (平成28年度)
- ◆ 災害用トイレ袋備蓄数 6,344枚 (平成28年度)
- ◆ マンホールトイレ備蓄数 4基 (平成28年度)

3. 行政機能の確保

【3-1】市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

【3-1-1】行政の業務継続体制の整備

（行政施設の機能維持）

大規模自然災害時に行政機能を維持し速やかに応急対策及び復旧対策を実施できる体制を構築するために、防災拠点施設として市役所防災庁舎を建設したほか、市庁舎等の行政施設の耐震化や自家発電設備、生活用水等の確保がなされている。

（業務継続体制の整備及び災害対策本部機能の強化）

大規模自然災害の発生により市役所や職員が被災した場合においても、市民生活や社会経済活動に対する最低限の行政サービスを継続し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市内の経済活動への影響を最小限に抑えることを目的に業務継続計画（BCP）を策定している。今後も災害時の対応力の向上のために業務継続計画における行動手順書の点検や検証に努めるとともに、訓練などを通じ、災害対策本部機能の実施体制の検証を行うなど、本部機能強化のための効果的なフォローアップを行う必要がある。

- 釧路市役所業務継続計画（釧路市役所 BCP） 平成 27 年 5 月～
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP） 平成 28 年 3 月～
- 釧路港港湾 BCP 平成 26 年 3 月～

（ICT 部門における業務継続体制の整備）

平時に提供している行政サービスが大規模自然災害等により長期間停止した場合、市民生活や経済活動に大きな支障を生じることとなるなど、今日において、行政システムの実施・継続には情報システムやネットワークの稼働が必要不可欠なものとなっている。そのため、重要業務システムやネットワーク等を早期復旧するために「釧路市 ICT 部門の業務継続計画」を策定するとともに、自家発電装置により 72 時間電力供給が可能な体制が整備されている。今後は、更なる業務継続体制構築のために、外部システム事業者との協力体制の充実を図るとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に再確認する必要がある。

- 釧路市 ICT 部門の業務継続計画 平成 27 年 11 月～

【3-1-2】 広域応援・受援体制の整備**（広域応援・受援体制の整備）**

大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うために受援体制の構築を図る必要がある。

- ◎ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定
- ◎ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定
- ◎ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 大和市・釧路市災害時相互応援協定 <再掲>
- ◎ 道東六市防災協定
- ◎ 北海道広域消防相互応援協定
- ◆ 緊急消防援助隊数 11 隊(平成 28 年度) <再掲>

【3-1-3】 北海道のバックアップ機能の発揮**（北海道のバックアップ機能の発揮）**

北海道は、首都圏等との同時被災の可能性が少ない地域特性や優位性を十分に生かしながら、バックアップ拠点としての役割を発揮するために「北海道バックアップ拠点構想」を策定している。北海道バックアップ拠点構想内において、釧路・根室地域の拠点形成のあり方について示されていることから、施策の展開方向に沿った事業を推進していく必要がある。

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【評価結果】

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

（再生可能エネルギーの導入拡大）

市では、市有施設への太陽光パネルをはじめとした再生可能エネルギーを活用しており、国や北海道においても、再生可能エネルギーの導入拡大についての施策が進められている。再生可能エネルギーは、大規模自然災害により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとしての期待も高まっていることから、地域の特性を生かし、蓄電との組み合わせによる太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や北海道と連携を図りながら推進していく必要がある。

- ◆ 公立小中学校における太陽光パネル導入数 17校、165Kw(平成28年度)

【4-1-2】電力基盤等の整備

（電力基盤等の整備）

平時における電力基盤の安定供給を確保することは、大規模自然災害時の早期の復旧につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。

（省エネ・ピークカットの推進）

再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、低炭素社会実現に向けた環境にやさしいまちづくりを推進していくために、公共施設の省エネ対策や、民間への省エネ設備の導入補助を実施している。民間も含めた各種省エネやピークカットの取り組みを推進することは、電力事業者の供給負荷低減にも繋がることから、今後も継続して実施していく必要がある。

- 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 平成23年度～
- ◆ 戸建住宅分CO₂排出削減量(1990年基準) ▲6,600トン(平成28年度)

【4-1-3】地域の特性を生かしたエネルギー資源の活用

（地域の特性を生かしたエネルギーの活用）

市には国内唯一の坑内掘り出し炭鉱があり、毎年約50万トンの石炭を生産するとともに、海外産炭国に炭鉱技術に移転する研修事業の実施により、我が国の石炭の安定確保に寄与している。さらに、地域資源である石炭を地元で活用することは、分散型エネルギーの観点からも重要である。

【4-1-4】 石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策**（石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策）**

大規模自然災害時において石油燃料等を安定確保することは、緊急車両や避難所等の運用に欠かせないことから、石油販売業者の団体等と災害時の供給協力に関する協定を締結しているほか、石油備蓄場所においては、釧路西港石油基地共同防災組織による油流出事故を想定した防災訓練が毎年実施されている。今後も災害時の石油燃料等の安定確保のために、関係機関による防災対策に対する協力体制を構築していく必要がある。

- ◎ 災害時における燃料等の供給協力に関する協定
- ◎ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ◎ 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定

4. ライフラインの確保

【4-2】食料の安定供給の停滞

【評価結果】

【4-2-1】食料生産基盤の整備

（農業・水産業の担い手確保）

農業・水産業は、高齢化や後継者不足などの大きな課題を抱えており、担い手の減少は地域食材の供給減や食料自給率の低下に繋がることから、周辺施設の整備等を含め、次世代の担い手育成や確保に対する支援を進める必要がある。

（農業・水産業の生産基盤の整備）

農業・水産業における生産者の経営安定化を図るために農業基盤整備や水産資源の増大のための漁場整備等に取り組んでいることから、今後も生産量増加を図るとともに災害に強い生産基盤整備について支援を進める必要がある。

【4-2-2】地場産品の販路拡大

（地場産品の販路拡大）

大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や高付加価値化及び販路開拓に対する支援を進めていく必要がある。

◎ 北海道釧路市と株式会社イトーヨーカ堂との地産地消・地場産品販路拡大に係る連携および協力に関する協定

【4-2-3】農水産物の産地備蓄の推進

（農水産物等の産地備蓄の推進）

釧路港をひがし北海道の食料供給基地として確立し、農水産物等の産地備蓄を推進するために、民間団体が中心となって調査・研究等の取り組みが進められていることから、食料基地構想の実現に向けた体制を構築する必要がある。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

（災害時における生鮮食料品の供給体制の確保）

釧路市公設地方卸売市場では、災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、民間の新富士水産物地方卸売市場、釧路水産物地方卸売市場を含めた道内 27 都市、34 卸売市場連携による「道内卸売市場による災害時相互応援協定」を締結していることから、引き続き、卸売市場及び業者間の相互応援体制の継続を図ることが必要である。

◎ 道内卸売市場による災害時相互応援協定

4. ライフラインの確保

【4-3】上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

【4-3-1】水道施設等の防災対策

(水道事業の危機管理体制の整備)

水道事業は、健康で快適な市民生活はもとより、都市・産業活動機能を支える重要なライフラインであり、災害に強い信頼性の確立が求められている。大規模自然災害時の給水機能の確保として、耐震性貯水槽や緊急遮断弁等の設置による給水拠点の整備等は完了しており、危機管理体制の強化のため、発災後に低下した水道機能を速やかに復旧させることを目的に業務継続計画（BCP）を策定している。今後も応急給水・応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備に向けて更なる強化を図る必要がある。

- 釧路市水道ビジョン 平成 24 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP）平成 28 年 3 月～ <再掲>
- ◎ 日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 災害時における水道の応急対策に関する協定書 <再掲>
- ◆ 配水池における緊急遮断弁設置数 8 箇所、緊急時保有量 9,140 m³（平成 28 年度）

(水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

大規模自然災害時においても水道水の安定供給を維持するために、老朽化した浄水場や水道管路の更新及び耐震補強など水道施設の耐震化を進め、安定供給の基幹となる水道施設の安全性の向上を図る必要がある。併せて、工業用水の安定供給を維持するため、老朽化が進む工業用水道施設の更新や耐震化を計画的に進める必要がある。

- ◆ 耐震対策適合浄水施設能力 6.9%（平成 28 年度）
※ 国 25.8%（H27）、北海道 19.0%（H27）
- ◆ 耐震対策適合配水池容量 67.5%（平成 28 年度）
※ 国 51.5%（H27）、北海道 47.6%（H27）
- ◆ 水道管路の耐震化率 8.6%（平成 28 年度）
- ◆ 老朽管更新率（幹線管） 63.0%（平成 28 年度）

【4-3-2】 下水道施設等の防災対策

（下水道事業の危機管理体制の整備）

下水道施設は過去の地震災害で、地盤の液状化による管路施設の浮き上がりや、下水終末処理場の破損など大きな被害を受けている。大規模自然災害発生時において下水道施設が被災した場合には、市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、公共用水域への悪影響が懸念されることから、被災した下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）を策定していることから、今後も災害に強い下水道施設を整備するとともに災害時の危機管理を強化する必要がある。

- 釧路市下水道ビジョン 平成 24 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP）平成 28 年 3 月～ <再掲>
- 下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）簡易版 平成 28 年 3 月～

（下水道施設の耐震化）

災害時においても重要拠点施設の排水機能を確保するとともに、重要道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進める必要がある。

- ◆ 下水道施設耐震補強実施済箇所数 3 か所（平成 28 年度）
- ◆ 重要な幹線等の下水道管路の耐震化済延長 9.7Km（平成 28 年度）

（下水道施設の老朽化対策）

下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止し、安全で快適な生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要がある。

- ◆ 下水終末処理場の主要な設備機器の整備率 23.7%（平成 28 年度）
- ◆ 中継ポンプ場の主要な設備機器の整備率 30.2%（平成 28 年度）
- ◆ 下水道老朽管路調査延長 45km（平成 28 年度）
- ◆ 下水道管路の更新済延長 2.0Km（平成 28 年度）
- ◆ 公共下水道不明水調査率 10.5%（平成 28 年度）

（合併処理浄化槽の設置促進）

下水道事業計画区域外における生活排水等の処理については、平成 12 年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の使用者の合併処理浄化槽への設置換えが努力義務になったことを受けて、合併処理浄化槽の設置補助を実施している。大規模自然災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも、くみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置換えを一層推進する必要がある。

- 釧路市生活排水処理基本計画 平成 21 年 8 月～ ※平成 26 年中間見直し
- ◆ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率 86.7%（平成 28 年度）

4. ライフラインの確保

【4-4】市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

【4-4-1】交通ネットワークの整備

（高規格道路を軸とした交通ネットワークの整備）

道東自動車道及び釧路外環状道路などの高規格道路の整備が進むことにより、大規模自然災害時に物資供給、救難救急活動が迅速に進むことが見込まれることから、未整備区間の早期完成の促進を図るとともに、高規格道路等と市街地を連絡する都市計画道路の整備が必要である。

◆ 都市計画道路の整備率 80.3% (平成 27 年度)

（地域公共交通の整備）

人口減や自動車保有率の増加のために公共交通機関の利用者が減少しているが、大規模自然災害時における被災者の交通手段の確保のためには地域公共交通が必要不可欠である。そのため、平時より利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系の構築や、市民生活の利便性向上に向けた地域特性を考慮した交通手段や路線の確保を行うことで、公共交通機関の利用率向上に取り組む必要がある。

○ 釧路市地域公共交通網形成計画 平成 29 年 6 月～

【4-4-2】道路施設の防災対策等

（道路施設の防災対策）

橋梁、トンネル、道路付属物等の定期的な点検を実施し、各施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全型の修繕を実施する必要がある。

○ 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

◆ 市道上の橋梁の点検率 100% (平成 28 年度) <再掲>

（地下埋設物の維持管理）

地下埋設物の劣化・損傷等の影響により路面下に発生した空洞が原因で引き起こされる路面の陥没は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、地下埋設物の適切な維持管理を進めるとともに、舗装路面の下に発生する空洞対策についても併せて検討を行う必要がある。

◆ 下水道老朽管路調査延長 45km (平成 28 年度) <再掲>

【4-4-3】 港湾の機能強化

（港湾の機能強化）

釧路港は、大規模自然災害時における緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うことから、災害時の物資輸送等の機能を確保するために耐震強化岸壁の整備を行うなど、港湾施設の機能強化に取り組んでいる。今後も、大規模自然災害時の輸送拠点としての機能を維持するために、港湾の耐震化、老朽化対策等の機能低下を防ぐ対策について関係機関と連携して取り組む必要がある。

（港湾における業務継続体制の整備）

地震・津波などの大規模自然災害が発生した場合に、港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、釧路港を利用する関係機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的に「釧路港港湾BCP」を策定している。また、国の「北海道太平洋側港湾BCP」に基づき大規模自然災害時の港湾間の相互応援体制の整備も図られている。今後は業務継続体制の実効性を高めるために、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを図ることが必要である。

- 釧路港港湾BCP 平成26年3月～ <再掲>
- ◎ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定<再掲>
- ◎ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定 <再掲>

【4-4-4】 空港の機能強化

（釧路空港の機能強化）

釧路空港は丘陵地にあり津波の直接的な被害を受けにくいことから、災害時の人員・物資などの輸送拠点として重要である。そのため、防災機能を含めた空港機能の向上について関係機関と連携を進めていく必要がある。

（航空ネットワークの維持・拡充）

釧路空港は航空輸送網の拠点となる空港であり、人員や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであることから、国際・国内・道内の各航空路線の維持拡充を図る必要がある。

【4-4-5】 鉄道の機能維持・強化

（鉄道網の維持確保）

釧路駅は釧路・根室圏域と十勝圏、札幌圏及びオホーツク圏を結ぶ重要なターミナルである。鉄道が持つ大量輸送機能は、地域住民や、インバウンドを含む観光客を運ぶ公共交通機関として産業や経済を支えている。また、釧路・根室圏域は重要な食料供給地域であり、農水産物を輸送する広域的な物流ルートの一つとして鉄道貨物輸送の果たす役割は重要である。

5. 経済活動の機能維持

【5-1】 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の中止

【評価結果】

【5-1-1】 リスク分散を重視した企業立地等の促進

（企業誘致の推進）

冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった地理的優位性を生かし、テレワークやサテライトオフィスなどの新たな形態を含めた企業誘致に取り組んでおり、引き続き、サプライチェーンの多重化・分散化のための生産拠点の移転、立地に向けた支援の実施とともに企業誘致を促進する必要がある。

- 地域未来投資促進法に基づく基本計画（※策定中）
- ◆ 誘致施策を活用した企業数 7社（平成28年度）

【5-1-2】 企業の業務継続体制の強化

（企業における業務継続体制の強化）

大規模自然災害時に長期間にわたって企業活動の停滞が起きる事態を避けるために、事前にリスクを分析し対策を定める包括的行動計画である業務継続計画（BCP）の策定に向けた対応が必要となるため、経済団体と連携し普及啓発活動を進めているところであるが、策定している企業数は少なく、今後とも継続して普及啓発活動を進めていく必要がある。

- ◆ 企業の業務継続計画策定数 15社/56社（平成28年企業アンケート回答より）

【5-1-3】 被災企業等への金融支援

（被災企業等への金融支援）

大規模自然災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧及び経営の安定化を図るため、低利率の釧路市融資制度の資金のあっせんを行うなどの災害時金融支援策を確保しており、引き続き被災企業に対する金融支援のセーフティネットを確保していく必要がある。

5. 経済活動の機能維持

【5-2】 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

【5-2-1】 海路における物流拠点の機能強化

（海路における物流拠点の機能強化）

釧路港は、わが国有数の食料供給基地であるひがし北海道の物流の拠点であり、国際バルク戦略港湾（穀物）として施設整備を進めるなど物流機能の強化に取り組んでいる。平時における物流機能の強化は、大規模自然災害時における経済活動の確保につながることから、国内外に対する定期航路等の拡充について関係機関と連携して取り組む必要がある。

【5-2-2】 陸路における物流拠点の機能強化

（陸路における物流拠点の機能強化）

陸路における物流拠点である釧路市公設地方卸売市場については、被災した場合の代替機能の確保が困難であることから、耐震化などの災害対策が進められている。今後も引き続き、民間施設を含めた物流拠点の機能の強化を促進するとともに、災害時においても円滑な物資輸送を図る体制を構築する必要がある。

6. 二次災害の抑制

【6-1】農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

【6-1-1】森林、湿原の保全管理

（森林の整備・保全）

本市は森林面積約 10 万 ha と道内の市で 1 位の面積を有しており、大規模自然災害を起因とする森林の荒廃は国土強靱化に大きな影響を与えることとなる。このため、林業の担い手の確保や育成を支援するとともに、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止が図る取り組みを継続して進める必要がある。

◆ 森林経営計画書に基づく間伐・造林面積

間伐：594.67ha、造林：177.93ha(平成 28 年度)

（釧路湿原の保全）

日本最大の釧路湿原は、ラムサール条約及び国立公園に指定されており、多様な野生生物の重要な生育・生息地であるほか、水質浄化機能や大雨の際に河川の水を一時的に貯留する遊水機能など、市民の生活環境の保全にも重要な役割を担っている。釧路湿原の再生や保全の取り組みは、国や北海道及び地域の多様な主体を含めた「釧路湿原自然再生協議会」により実施されていることから、災害予防及び生活環境の保全との関係性を含めた啓発・周知が必要である。

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

（農地等の保全管理）

近年の異常気象による降水量の増加から、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路等の計画的な整備を図る必要がある。

◆ 農業用幹線排水路総延長 119.00 km（平成 28 年度）

（農業用水道の保全管理）

農業用水道については、昭和 62 年から平成 2 年にかけて建設が集中しており、今後老朽化が進むことから、安定的な水の供給のために老朽化対策及び計画的な設備の更新を図る必要がある。

◆ 農業用水道総延長 82.21km(平成 28 年度)

7. 迅速な復旧・復興等

【7-1】災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

（災害廃棄物処理体制の整備）

大規模自然災害時においては、通常廃棄物と併せて災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められることから、平時における体制の整備をする必要がある。

（廃棄物処理施設の整備）

大規模自然災害発生時に災害廃棄物処理が滞ることのないように、処分場等の廃棄物処理施設の計画的な整備を進める必要がある。

【7-1-2】地籍調査の実施

（地籍調査の実施）

大規模自然災害発生後の迅速な復旧・復興を図るためには、土地境界の把握が必要であり、人口集中地区における官民境界の地籍調査や地図整備等について国や北海道と連携を図る必要がある。

7. 迅速な復旧・復興等

【7-2】復旧・復興等を担う人材の絶対的な不足

【評価結果】

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

（建設会社の技術力向上）

地域において必要となる社会インフラを適切に維持していくとともに、大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくためには、市の職員の技術力向上とともに、重要な担い手である建設会社の技術力向上が不可欠であるため、その両者が役割を十分に発揮できるように、保全技術の向上を図る研修を官民連携して推進する必要がある。

◎ 災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定

（建設業の担い手確保）

建設業を含めた人手不足業種の担い手確保に向けて、若年求職者や若年在職者に対して就労促進及び人材定着を図るための取り組みが進められている。減少する建設業就業者や技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であることから、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【7-2-2】行政職員の活用促進

（技術職員による応援体制）

「釧路市地域防災計画」及び「災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道及び道内市町村の職員派遣による相互応援体制は確立されている。

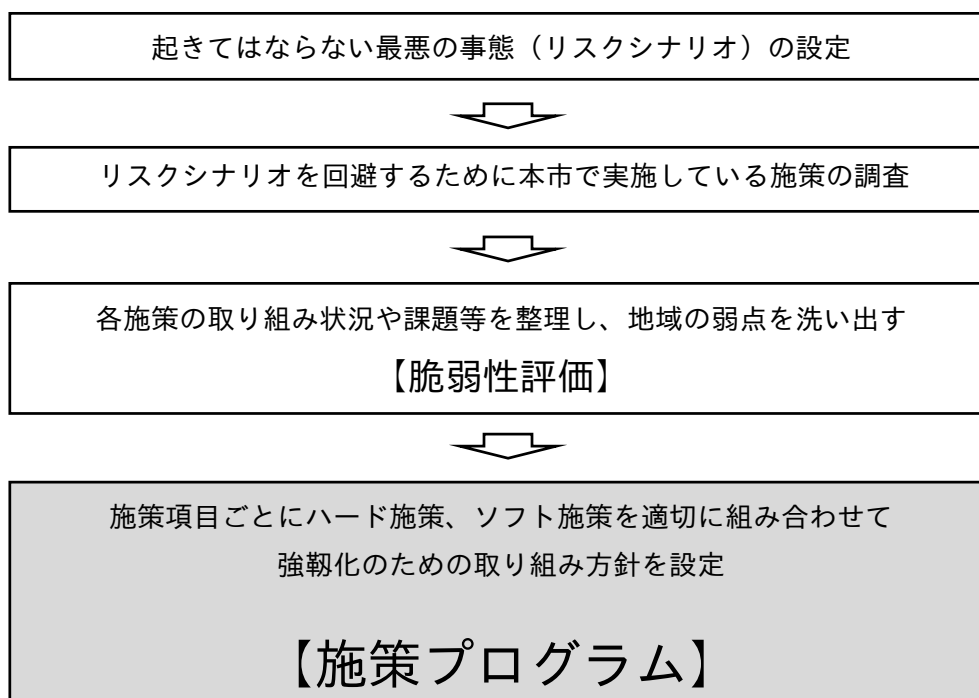
○ 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>

◎ 災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定

4. 強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラムの考え方

「3. 脆弱性評価」において、20 のリスクシナリオごとに関連する現行の施策の取り組み状況や課題を整理し、分析及び評価を行いました。施策プログラムは、脆弱性評価の結果を踏まえて、施策項目ごとにハード施策、ソフト施策を適切に組み合わせて強靱化のための取り組み方針を設定します。



(2) 施策プログラムの推進

本市の強靱化のためには、防災分野のみならず、地域コミュニティや地域経済など様々な分野を横断して取り組むことが必要です。このため、施策プログラムについては、施策項目ごとに目標の実現に向けた施策を推進していきます。また、本市の実態にあった取り組みとするために、施策プログラムを推進するための主な事業を「釧路市まちづくり基本構想」における中期実施計画に位置付けることで、具体性を持った着実な取り組みといたします。

(3) 施策プログラムの重点化

施策プログラムを推進するに当たっては、「北海道強靱化計画」における釧路・根室地域の主な施策の展開方向に資する施策や、「釧路市まちづくり基本構想」における「域内連関」の理念に基づき以下の施策を重点化します。

① 「北海道強靱化計画」における釧路・根室地域の主な施策の展開方向に資する施策

- 太平洋沿岸の地震津波対策
 - 【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化
 - 【1-1-2】建築物等の老朽化対策
 - 【1-1-3】避難場所等の指定・整備
 - 【1-3-1】津波避難体制の整備
- 地域間連携による全道規模の支援体制の構築
 - 【3-1-2】広域応援・受援体制の整備
- 雌阿寒岳の火山災害対策
 - 【1-2-1】警戒避難体制の整備
- 地域内外との交通ネットワークの強化
 - 【4-4-1】交通ネットワークの整備
 - 【4-4-2】道路施設の防災対策等
 - 【4-4-3】港湾の機能強化
 - 【4-4-4】空港の機能強化
- 石炭などエネルギー資源の効果的な活用に向けた取り組み
 - 【4-1-3】地域の特性を生かしたエネルギー資源の活用

② 地域コミュニティの醸成及び地域コミュニティの防災力向上を目的として「域内連関」の取り組みを進める施策

- 地域コミュニティの醸成
 - ・コミュニティ活動の促進 ※ 釧路市まちづくり基本構想 分野別施策 2-2-(2)
 - 【1-7-2】住民等への情報伝達体制の強化
- 地域コミュニティの防災力向上
 - ・地域で支えあう福祉の推進 ※ 釧路市まちづくり基本構想 分野別施策 1-3-(2)
 - 【1-7-4】高齢者等の要配慮者対策
 - 【2-3-2】災害時における福祉的支援
 - ・防災・減災対策の推進 ※ 釧路市まちづくり基本構想 分野別施策 1-7-(1)
 - 【1-7-5】地域防災活動、防災教育の推進

(4) 施策プログラム

※重点化項目は網掛けしています。

①北海道強靱化計画に係る項目 、②域内連関に係る項目

カテゴリー (7)	起きてはならない最悪の事態 リスクシナリオ (20)	施策項目 (57)
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化
		1-1-2 建築物等の老朽化対策
		1-1-3 避難場所等の指定・整備
		1-1-4 緊急輸送道路等の整備
		1-1-5 地盤等の情報共有
	1-2 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備
		1-2-2 砂防設備等の整備
	1-3 大規模津波等による死傷者の発生	1-3-1 津波避難体制の整備
		1-3-2 海岸保全施設等の整備
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成
		1-4-2 河川改修等の治水対策
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化
		1-5-2 除雪体制の確保
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6-1 冬季も含めた帰宅困難者対策
		1-6-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7-1 関係機関の情報共有化
		1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化
		1-7-3 観光客に対する情報伝達体制の強化
		1-7-4 高齢者等の要配慮者対策
		1-7-5 地域防災活動、防災教育の推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備
		2-1-2 非常用物資の備蓄促進
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化
		2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充
		2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	2-3-1 被災時の医療支援体制の強化
		2-3-2 災害時における福祉的支援
		2-3-3 防疫対策
	3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
3-1-2 広域応援・受援体制の整備		
3-1-3 北海道のバックアップ機能の発揮		

4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大
		4-1-2 電力基盤等の整備
		4-1-3 地域の特性を生かしたエネルギー資源の活用
		4-1-4 石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策
	4-2 食料の安定供給の停滞	4-2-1 食料生産基盤の整備
		4-2-2 地場産品の販路拡大
		4-2-3 農水産物の産地備蓄の推進
		4-2-4 生鮮食料品の流通体制の確保
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3-1 水道施設等の防災対策
		4-3-2 下水道施設等の防災対策
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	4-4-1 交通ネットワークの整備
		4-4-2 道路施設の防災対策等
		4-4-3 港湾の機能強化
4-4-4 空港の機能強化		
4-4-5 鉄道の機能維持・強化		
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進
		5-1-2 企業の業務継続体制の強化
		5-1-3 被災企業等への金融支援
	5-2 物流機能等の大幅な低下	5-2-1 海路における物流拠点の機能強化
5-2-2 陸路における物流拠点の機能強化		
6 二次災害の抑制	6-1 農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大	6-1-1 森林、湿原の保全管理
		6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備
		7-1-2 地籍調査の実施
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携
		7-2-2 行政職員の活用促進

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化 **重点**

<脆弱性評価>

- ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進が必要。市有施設については公営住宅など耐震化が進んでいることから、未完了の施設については引き続き整備を図ることが必要
- ・民間の大規模建築物の耐震化の促進が必要

- ① 地震による住宅や建築物の倒壊は、被災後の避難を妨げるだけでなく、地震火災の発生にもつながることから、「釧路市耐震改修促進計画」の目標値である耐震率95%に向けて、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、多数の人が利用する建築物のうち市有施設については、耐震改修促進法に基づく対象施設の耐震化に向けた事業を推進する。
- ② 耐震診断が義務付けられたホテルや旅館、商業施設等の民間の大規模建築物に対しては、国の支援制度の周知など耐震化の促進を図る。

<計画・協定>

- 釧路市耐震改修促進計画 平成29年6月～
- 釧路市住生活基本計画 (※策定中)
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成25年3月～

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-2】建築物等の老朽化対策 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 公共建築物の老朽化対策として適正な維持管理及び施設改修を進めるとともに、施設の集約化や多機能化及び長寿命化計画に基づく施設更新が必要
- ・ 管理が不十分な老朽空家等について、適正管理及び老朽化を防止する必要性について周知を図ることが必要

- ① 適切な維持管理を実施するため、老朽化した公共建築物等については、「釧路市公共施設等総合管理計画」及び各種「長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の更新・修繕・廃止を進める。
- ② 管理が不十分な老朽空き家等については、「釧路市空家等対策計画」に基づき、老朽化の防止方法の周知、自発的な改善について意識の醸成や理解増進に努めるとともに、所有者による解体の促進を図る。

<計画・協定>

- 釧路市公共施設等総合管理計画 平成 27 年 9 月～
- 釧路市公園施設長寿命化計画 平成 25 年 10 月～
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～
- 釧路市水道ビジョン 平成 24 年 3 月～
- 釧路市下水道ビジョン 平成 24 年 3 月～
- 釧路市消防本部基本計画 平成 23 年 11 月～
- 釧路市住生活基本計画 (※策定中) <再掲>
- 釧路市空家等対策計画 平成 29 年 2 月～
- ◎ 空き家等対策に関する協定

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-3】避難場所等の指定・整備 **重点**

<脆弱性評価>

- ・避難場所や避難施設の周知及び適切な見直しや整備を図ることが必要
- ・避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要

- ① 地震の発生に伴う火災や津波の襲来などの二次災害から安全な場所へ避難を行うために、避難場所・避難施設の周知を進めるとともに、新たに道の駅を避難施設等に指定し、地域住民及び道路利用者に対する避難場所として活用するなど適切な見直しを進める。また、災害時の避難場所として活用する建築物、公園等の整備を計画的に推進する。
- ② 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、市有施設を福祉避難所に指定するとともに、社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。

<計画・協定>

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～
- ◎ 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

<脆弱性評価>

- ・ 緊急輸送道路の整備や津波避難路上の橋梁の修繕を行うとともに、緊急輸送道路の無電柱化について、関係機関との検討が必要

- ① 災害時の物資供給、救急救援活動等を迅速に行うために緊急輸送道路等の整備を進め、当該道路上の橋梁については「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的な修繕を推進する。また、道路の無電柱化について関係機関と検討を行う。

<計画・協定>

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

1. 人命の保護

【1-1】地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-5】地盤等の情報共有

<脆弱性評価>

- ・ 大規模盛土造成地の位置や規模及び危険性について、情報を提供していくことが必要

- ① 大規模盛土造成地の位置や規模及び危険性を把握するため、変動予測調査の実施について検討する。

1. 人命の保護

【1-2】火山噴火・土砂災害による死傷者の発生

【1-2-1】警戒避難体制の整備 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 雌阿寒岳火山噴火に対する避難体制の整備が必要
- ・ 土砂災害が生ずるおそれがあると認められる区域について、法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進め、市民に対し周知することが必要
- ・ 土砂災害警戒区域等の住民に対する避難体制整備が必要

- ① 「火山ハザードマップ」による市民周知や、雌阿寒岳火山防災協議会を中心とした近隣市町村等連携による避難体制の充実を推進する。
- ② 土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。
- ③ 土砂災害警戒区域等の住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」による周知を行うなど、災害時に適切に避難できる体制の整備や危険地域からの移転について支援を進める。

<計画・協定>

- 雌阿寒岳火山防災計画 平成14年9月～
- 火山（雌阿寒岳）ハザードマップ 平成24年8月～
- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>

1. 人命の保護

【1-2】火山噴火・土砂災害による死傷者の発生

【1-2-2】砂防設備等の整備

<脆弱性評価>

- ・ 砂防設備等の整備について、緊急性の高い箇所の情報提供を北海道に対して行うなど、効果的な整備のための連携が必要

- ① 北海道による砂防施設等の効果的な整備のために、土砂災害のおそれがある箇所について情報提供を行うなど連携を図る。

1. 人命の保護

【1-3】大規模津波等による死傷者の発生

【1-3-1】津波避難体制の整備 **重点**

<脆弱性評価>

- ・国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合、津波避難計画や津波ハザードマップなどの見直しが必要
- ・津波避難施設の民間建物の活用など平時の有効活用の視点を持った整備を進めるとともに、避難困難地域については地域の実情に合わせた避難方法の検討が必要
- ・避難場所の周知や津波避難施設の見直しに伴う表示板の設置など津波避難路の整備を進めるとともに、津波避難路上の橋梁の適正な維持管理及び修繕が必要
- ・避難行動要支援者の支援組織である町内会との地域防災体制づくりをすすめることによる支援の拡充が必要

- ① 国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、釧路市津波避難計画やハザードマップの見直しを進め、速やかに市民へ周知を行う。また、在住外国人に対して多言語版津波ハザードマップの活用を図る。
- ② 津波到達時間までに避難先に到達できない避難困難地域について、地域の実情に応じた避難方法の検討を進め、解消に向けた取り組みを進めるとともに、津波避難施設については、民間建物の活用や、市有施設建設時に津波緊急避難施設の機能を併せ持たせるなど、平時の有効活用の視点を持った整備を促進する。
- ③ 「釧路市津波避難計画」等に基づき、避難場所の周知や津波避難施設の見直しに伴う海拔表示シートの設置等について計画的に進めるとともに、津波避難を円滑かつ確実に実施するため、津波避難路の整備を推進し、津波避難路上の橋梁の計画的な修繕に取り組む。
- ④ 町内会活動との連携を強め、避難行動要支援者等の避難支援計画の作成、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り等、共助による地域防災体制の整備を進める。

<計画・協定>

- 釧路市地域防災計画 平成 19 年 2 月～ <再掲>
- 釧路市津波避難計画 平成 25 年 8 月～
- 津波ハザードマップ 津波警報 平成 25 年 8 月～
- 大津波（巨大）ハザードマップ 大津波警報 平成 25 年 8 月～
- 多言語版津波ハザードマップ 平成 28 年 3 月～
- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>
- 第 3 期釧路市地域福祉計画 （※策定中）

施策プログラム

1. 人命の保護

【1-3】大規模津波等による死傷者の発生

【1-3-2】海岸保全施設等の整備

<脆弱性評価>

- ・海岸保全施設や津波漂流物対策施設等の整備について国や北海道と連携を図ることが必要

- ① 海岸保全施設や津波漂流物対策施設等の整備について国や北海道に要望を行う。

1. 人命の保護

【1-4】異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

【1-4-1】洪水・内水ハザードマップの作成

<脆弱性評価>

- ・新釧路川など河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップや、台風などの内水被害を想定した内水ハザードマップの市民周知が必要

- ① 「新釧路川洪水ハザードマップ」や「内水ハザードマップ」の市民周知を進めるとともに、在住外国人に対して多言語化ハザードマップの活用を図る。

<計画・協定>

- 新釧路川洪水ハザードマップ 平成 29 年 3 月～
- 釧路市内水ハザードマップ 平成 29 年 3 月～
- 多言語版洪水・内水ハザードマップ 平成 29 年 11 月～

1. 人命の保護

【1-4】 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

【1-4-2】 河川改修等の治水対策

<脆弱性評価>

- ・ 内水による冠水や浸水被害を未然に防ぐための雨水管の整備、市管理河川の改修を進めるとともに、国や北海道など関係機関と連携した河川改修及び釧路湿原の保全の促進が必要

- ① 内水による冠水や浸水被害を未然に防ぐために雨水管の整備を着実に進めていくとともに、河川の治水対策について、市管理河川の改修及び国や北海道など関係機関と連携した河川改修を計画的に行う。

1. 人命の保護

【1-5】 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

【1-5-1】 暴風雪時における道路管理体制の強化

<脆弱性評価>

- ・ 道路交通状況や降雪状況を踏まえた効果的な除雪体制の整備及び暴風雪時の適切な情報提供が必要

- ① 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めるとともに、市民に対してホームページや SNS 等による効果的な除雪状況の情報提供に取り組む。

1. 人命の保護

【1-5】 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

【1-5-2】 除雪体制の確保

<脆弱性評価>

- ・ 安定した除雪体制の構築のために除雪車両の適切な更新及び除雪事業者の確保が必要

- ① 安定した除雪体制を構築するため、除雪車両の計画的修繕や老朽化した除雪機械の更新を適切に行うとともに、除雪事業者の確保に取り組む。

1. 人命の保護

【1-6】 積雪寒冷を想定した避難体制の未整備による被害の拡大

【1-6-1】 冬季も含めた帰宅困難者対策

<脆弱性評価>

- ・ 公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者対策の検討が必要

- ① 大規模自然災害時、公共交通機関の運行停止時における帰宅困難者の一時受け入れ態勢の整備や、避難場所への周知・誘導などの避難対策の検討を行う。

1. 人命の保護

【1-6】積雪寒冷を想定した避難体制の未整備による被害の拡大

【1-6-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

<脆弱性評価>

- ・避難施設における冬季防災対策の促進が必要

- ① 避難施設における冬季防寒対策の充実のために毛布、ストーブ等の資機材の確保に努める。

1. 人命の保護

【1-7】情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-7-1】関係機関の情報共有化

<脆弱性評価>

- ・災害現場や関係機関との情報連絡体制の確保が必要
- ・防災情報共有システムの効果的な運用のための整備が必要

- ① 災害現場や関係機関との迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うために、防災行政無線、衛星携帯電話等の計画的な更新を行う。
- ② 国の緊急情報ネットワークシステム等による災害情報の情報共有を着実に進めていくために、監視機器の増設等計画的な整備を行う。

1. 人命の保護

【1-7】 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-7-2】 住民等への情報伝達体制の強化 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 地域コミュニティによる防災活動を推進するために町内会への加入促進に向けた取り組みが必要
- ・ 災害情報の伝達方法の多様化による効果的な情報伝達手段の確保が必要

- ① 地域コミュニティによる防災活動を推進し、地域のつながりを強めることで災害に強い地域社会を実現するために、町内会への加入促進等、町内会の活性化に向けた取り組みに対する積極的な支援を行う。
- ② 大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、災害情報の伝達方法の多様化を進め、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む。

<計画・協定>

- 釧路市水防計画 平成 19 年 2 月～
- 釧路市津波避難計画 平成 25 年 8 月～ <再掲>
- 雌阿寒岳火山防災計画 平成 14 年 9 月～ <再掲>
- ◎ 「釧路市くらしの便利帳」の協働発行に関する協定
- ◎ 市民とともに進めるまちづくりに関する基本協定
- ◎ 釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定
- ◎ 釧路市における町内会への加入促進に関する協定

1. 人命の保護

【1-7】 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-7-3】 観光客に対する情報伝達体制の強化

<脆弱性評価>

- ・ 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導體制の整備が必要
- ・ 道の駅における観光客を含めた道路利用者に対する情報発信機能の強化が必要

- ① 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備を行う。
- ② 道の駅における道路情報や地域観光情報の提供など、平時の情報発信機能の充実は、災害時に観光客を含めた道路利用者から求められる災害情報の適切な発信にもつながることから、情報発信機能強化に向けて国などの関係機関と連携して取り組む。

<計画・協定>

- 第二期釧路市観光振興ビジョン 平成 29 年 3 月～

1. 人命の保護

【1-7】 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-7-4】 高齢者等の要配慮者対策 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 避難行動要支援者に対する支援体制の構築が必要

- ① 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成・活用等の対策を推進する。

<計画・協定>

- 第3期釧路市地域福祉計画 (※策定中) <再掲>

1. 人命の保護

【1-7】情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-7-5】地域防災活動、防災教育の推進 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 地域住民の防災意識向上のための地域防災活動の推進が必要
- ・ 消防団の活動体制の強化のために災害情報共有体制の向上や訓練の充実が必要
- ・ 避難訓練等の防災教育による児童生徒の防災意識向上の取り組みが必要

- ① 地域住民の地震や津波に対する防災意識の向上を図るため、町内会や民間企業等に対して、釧路市民防災センターの利用や、避難所運営及び防災に関する出前講座等の活用を促すことで、自ら災害から身を守る方法や地域防災活動の更なる啓発を図る。
- ② 地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の確保に取り組むとともに、災害時情報共有体制の向上及び大規模自然災害を想定した教育訓練の更なる充実を行う。
- ③ 学校による定期的な避難訓練の実施のほか、防災教育啓発資料の配付や体験型の防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進める。

<計画・協定>

- 第2期釧路市教育推進基本計画 （※策定中）

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

<脆弱性評価>

- ・ 災害時の応急対策のために道内自治体及び民間企業等との連携体制の整備が必要
- ・ 同時被災のリスクの少ない地理的に離れた道外自治体との連携体制の構築が必要

- ① 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で連携や連絡体制の整備に努める。
- ② 道内自治体からの応援が受けられない広範囲で甚大な被害を受けた場合を想定し、同時被災のリスクが少ない道外自治体との間で災害時の連携を図る。

<計画・協定>

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- ◎ 釧路市と締結している災害協定（88ページ災害時における協定一覧参照）
- ◎ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定
- ◎ 大和市・釧路市災害時相互応援協定

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-1】被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

<脆弱性評価>

- ・家庭や企業での備蓄の啓発及び非常用物資備蓄体制の計画的な整備が必要

- ① 食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の家庭内備蓄や事業所内備蓄の啓発活動に取り組むとともに、市内各所や津波避難施設に備蓄資機材を確保するため計画的な整備を行う。

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-2】消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

<脆弱性評価>

- ・消防、警察、自衛隊など防災関係機関相互の連携体制強化のために効果的な訓練が必要
- ・災害対応の実効性を高めていくため、防災技術の向上や他の消防機関との連携強化が必要
- ・経験が浅い若年層消防職員に対する研修等の人材育成が必要

- ① 釧路市防災総合訓練により、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制の強化を図り、災害対応の実効性を高める。
- ② 緊急消防援助隊総合訓練に参加し、参集体制の確立及び総合的な災害対応能力の向上・強化を図る。
- ③ 消防職員の災害対応力向上のために、レスキュートレーニングや、救急副隊長研修、指導者育成研修等により計画的な人材育成を進める。

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-2】 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-2】 自衛隊体制の維持・拡充

<脆弱性評価>

- ・ 自衛隊の人員の削減は、大規模自然災害発生時の対応に遅れが生じる懸念がある。

- ① 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取り組みを推進する。

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-2】 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-3】 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

<脆弱性評価>

- ・ 消防署、分署、支署及び消防団の救助資機材等の計画的な整備や、民間企業との協力体制の充実が必要
- ・ 市民に対する応急手当の普及啓発が必要

- ① 消防署・分署・支署及び消防団の救助資機材等の増強、老朽化した車両や消火栓の更新など、計画的な整備を進めるとともに、釧路市救助協力会等との協力体制の充実を図る。
- ② 大規模自然災害時に傷病者に対して適切な処置が実施できるよう、市民に対する応急手当の普及啓発を実施する。

<計画・協定>

- ◎ 災害発生時における無人航空機の運用に関する協定
- ◎ 大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

<脆弱性評価>

- ・ 医療施設及び行政関係者間で災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要
- ・ 地域災害拠点病院としての体制強化のために医療施設等の整備、医療従事者の確保、業務継続計画の策定が必要

- ① 被災時に状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と災害時医療に係る支援体制の構築を図る。
- ② 市立釧路総合病院の病院施設及び医療機械の整備や、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努めるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の対応力の向上を図る。

<計画・協定>

- ◎ 災害時における医薬品等の供給および救護活動に関する協定
- ◎ 災害時の医療救護活動に関する協定
- ◎ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定
- ◎ 災害時等における病院間の相互支援に関する協定

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-2】災害時における福祉的支援 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 避難行動要支援者の支援組織である町内会との地域防災体制づくりをすすめることによる支援の拡充が必要

- ① 支援組織である町内会との連携を図り、避難行動要支援者の避難支援計画の作成、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り等、共助による地域防災体制の整備を進める。

<計画・協定>

- 第3期釧路市地域福祉計画（※策定中） <再掲>

2. 救助救急活動等の迅速な実施

【2-3】被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-3】防疫対策

<脆弱性評価>

- ・感染症対策及び検疫体制の充実が必要
- ・避難場所等のトイレ機能の確保が必要

- ① 大規模自然災害発生時における感染症の蔓延等を防止するため、平時からの感染症対策として定期的な予防接種を実施する。
- ② 避難場所等のトイレ機能確保を図るために、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める。

3. 行政機能の確保

【3-1】市内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】行政の業務継続体制の整備

<脆弱性評価>

- ・市庁舎等の行政施設の耐震化や自家発電設備、生活用水等の確保がなされていることから、引き続き、業務継続計画の点検や検証に努めるほか、災害対策本部機能強化を進めることが必要
- ・ICT 部門における重要業務システムやネットワークについては、データの庁外退避や冗長化を考慮した整備が必要

- ① 災害時の対応力の向上のために業務継続計画における行動手順書の点検や検証を進めるとともに、訓練などを通じ災害対策本部機能の強化を行う。
- ② 「釧路市 ICT 部門の業務継続計画」に基づき、外部システム事業者との協力体制の充実を図るとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に再確認する。

<計画・協定>

- 釧路市役所業務継続計画（釧路市役所 BCP） 平成 27 年 5 月～
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP） 平成 28 年 3 月～
- 釧路港港湾 BCP 平成 26 年 3 月～
- 釧路市 ICT 部門の業務継続計画 平成 27 年 11 月～

3. 行政機能の確保

【3-1】市内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-2】広域応援・受援体制の整備 **重点**

<脆弱性評価>

- ・大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、受援体制の構築が必要

- ① 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うための受援体制の構築に向け検討を進める。

<計画・協定>

- ◎ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定
- ◎ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定
- ◎ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 大和市・釧路市災害時相互応援協定 <再掲>
- ◎ 道東六市防災協定
- ◎ 北海道広域消防相互応援協定

3. 行政機能の確保

【3-1】市内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-3】北海道のバックアップ機能の発揮

<脆弱性評価>

- ・北海道バックアップ拠点構想を踏まえた事業推進が必要

- ① 首都圏等との同時被災の可能性が少ない地域特性や優位性を十分に生かすために、「北海道バックアップ拠点構想」に示される釧路・根室地域の拠点形成の基本方向である、物流拠点釧路港を活用した農水産物や加工食品などの安定的な生産・貯蔵・供給体制の強化、バイオマス・太陽光や石炭など地域に賦存するエネルギーの導入拡大、国内唯一の坑内掘炭鉱の採炭・保安技術の継承や海外移転に向けた事業を推進する。

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

<脆弱性評価>

- ・再生可能エネルギーの導入拡大を国や北海道などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要

- ① 地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や北海道などの関係機関と連携を図りながら推進する。

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【4-1-2】電力基盤等の整備

<脆弱性評価>

- ・電力基盤の安定供給について関係機関と連決して取り組むとともに、電力事業者の供給負荷低減のために省エネ対策やピークカットの取り組みを進めることが必要

- ① 関係機関と連携し、平時における電力基盤の安定供給を確保に取り組むとともに、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、省エネ対策やピークカットの取り組みを推進する。

<計画・協定>

- 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 平成 23 年度～

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【4-1-3】地域の特性を生かしたエネルギー資源の活用 **重点**

<脆弱性評価>

- ・地域の特性を生かしたエネルギーの活用のために、地域資源である石炭の安定確保及び地元での活用が重要

- ① 石炭産業の安定・存続のため、国内唯一の坑内掘炭鉱の採炭・保安技術の継承や海外移転に向けて取り組むとともに、クリーンコール技術等の開発、地域の石炭を燃料とする発電所建設計画などエネルギー資源の地産地消の取り組みを進める。

4. ライフラインの確保

【4-1】エネルギー供給の停止

【4-1-4】石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策

<脆弱性評価>

- ・災害時の石油燃料等の安定確保のために防災対策について関係機関との協力体制の構築が必要

- ① 大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、北海道や民間団体など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

<計画・協定>

- ◎ 災害時における燃料等の供給協力に関する協定
- ◎ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ◎ 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定

4. ライフラインの確保

【4-2】食料の安定供給の停滞

【4-2-1】食料生産基盤の整備

<脆弱性評価>

- ・ 農業、水産業の担い手確保に対する支援が必要
- ・ 農業、水産業の生産基盤の整備について支援が必要

- ① 農業・水産業の高齢化や後継者不足を解消するために、次世代の担い手育成や確保に対する支援を行うとともに周辺施設の整備を進める。
- ② 農業・水産業における生産者の経営安定化を図るために、生産量増加とともに災害に強い生産基盤整備について支援を進める。

4. ライフラインの確保

【4-2】食料の安定供給の停滞

【4-2-2】地場産品の販路拡大

<脆弱性評価>

- ・ 生産量の確保のために、地場産品の販路拡大に対する支援が必要

- ① 大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や高付加価値化及び販路開拓に対する支援を進める。

<計画・協定>

- ◎ 北海道釧路市と株式会社イトーヨーカ堂との地産地消・地場産品販路拡大に係る連携および協力に関する協定

4. ライフラインの確保

【4-2】食料の安定供給の停滞

【4-2-3】農水産物の産地備蓄の推進

<脆弱性評価>

- ・農水産物の産地備蓄について北海道や民間団体など関係機関との協力体制の構築が必要

- ① 農水産物等の産地備蓄の推進のために、北海道や民間団体など関係機関との協力体制の構築を図る。

4. ライフラインの確保

【4-2】食料の安定供給の停滞

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

<脆弱性評価>

- ・災害時における生鮮食料品の供給体制の確保が必要

- ① 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、道内卸売市場及び業者間の相互応援体制の継続を図る。

<計画・協定>

- ◎ 道内卸売市場による災害時相互応援協定

4. ライフラインの確保

【4-3】 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】 水道施設等の防災対策

<脆弱性評価>

- ・ 災害に強い水道事業の確立と危機管理体制の更なる強化が必要
- ・ 水道施設、工業用水道施設の耐震化及び老朽化対策による安全性の向上が必要

- ① 大規模自然災害時の給水機能の確保のために、応急給水・応急復旧に係る体制の構築を図るとともに、業務継続計画（BCP）の整備による危機管理体制の強化を図る。
- ② 老朽化した浄水場や水道管路の更新、耐震補強による水道施設の耐震化を進め、安全性の向上を図る。併せて、工業用水の安定供給を維持するため、工業用水道施設の更新や耐震化を計画的に進める。

<計画・協定>

- 釧路市水道ビジョン 平成 24 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP）平成 28 年 3 月～ <再掲>
- ◎ 日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定 <再掲>
- ◎ 災害時における水道の応急対策に関する協定書 <再掲>

4. ライフラインの確保

【4-3】上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

<脆弱性評価>

- ・ 下水道事業の危機管理体制の更なる強化が必要
- ・ 災害時における下水道施設の排水機能の確保のために耐震化が必要
- ・ 下水道の施設の老朽化による事故防止のために計画的な老朽化対策が必要
- ・ 下水道事業計画区域外における生活排水等の災害による公共用水域への流出を防止するために合併処理浄化槽設置の促進が必要

- ① 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）の整備により災害時の危機管理体制を強化する。
- ② 災害時においても重要拠点施設の排水機能を確保するとともに、重要道路の交通機能を確保するため、施設の重要度に応じ耐震化を進める。
- ③ 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然防止するために点検・調査を行い、施設の重要度や優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める。
- ④ 下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出することを防止するために、くみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えを推進する。

<計画・協定>

- 釧路市下水道ビジョン 平成 24 年 3 月～ <再掲>
- 釧路市上下水道部業務継続計画（釧路市上下水道部 BCP）平成 28 年 3 月～ <再掲>
- 下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）簡易版 平成 28 年 3 月～
- 釧路市生活排水処理基本計画 平成 21 年 8 月～ ※平成 26 年中間見直し

4. ライフラインの確保

【4-4】市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備 **重点**

<脆弱性評価>

- ・大規模自然災害時における物資供給、救難救急活動のために関係機関に対して高規格道路の早期完成の促進を図るとともに、高規格道路等と市街地を連結する都市計画道路の整備が必要
- ・大規模自然災害時における被災者の交通手段の確保のために地域公共交通の整備が必要

- ① 大規模自然災害時の物資供給、救難救急活動を迅速に進めるために、高規格道路の未整備区間の早期完成を関係機関に働きかけていくとともに、高規格道路等に接続する都市計画道路の整備を進め、骨格道路網を形成する。
- ② 大規模自然災害時における被災者の交通手段の確保のために、平時より利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系の構築に取り組む。

<計画・協定>

- 釧路市地域公共交通網形成計画 平成 29 年 6 月～

4. ライフラインの確保

【4-4】市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-2】道路施設の防災対策等 **重点**

<脆弱性評価>

- ・道路施設である橋梁、トンネル、道路付属物等の定期的な点検による防災対策が必要
- ・路面陥没を防止するために地下埋設物の適切な維持管理が必要

- ① 橋梁、トンネル、道路付属物等の定期的な点検及び修繕を実施し、各施設の健全性を確認する。
- ② 地下埋設物の適切な維持管理を進めることで路面陥没の防止に取り組むとともに、舗装路面の下に発生する空洞対策についての検討を進める。

<計画・協定>

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 平成 25 年 3 月～ <再掲>

4. ライフラインの確保

【4-4】 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-3】 港湾の機能強化 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 大規模自然災害時の輸送拠点としての機能を維持するために、関係機関と連携して耐震化、老朽化対策等の対策について取り組むことが必要
- ・ 港湾における業務継続体制の強化のために定期的な見直しを図ることが必要

- ① 大規模自然災害時の輸送拠点としての機能を維持するために、港湾の耐震化、老朽化対策等の機能低下を防ぐ対策について関係機関と連携して取り組む。
- ② 「釧路港港湾 BCP」による業務継続体制の実効性を高めるために、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、必要に応じた見直しを図る。

<計画・協定>

- 釧路港港湾 BCP 平成 26 年 3 月～ <再掲>
- ◎ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定<再掲>
- ◎ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定 <再掲>

4. ライフラインの確保

【4-4】 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-4】 空港の機能強化 **重点**

<脆弱性評価>

- ・ 関係機関との連携による防災機能を含めた空港機能の向上が必要
- ・ 航空輸送網の拠点として航空路線の維持拡充を図ることが必要

- ① 釧路空港における防災機能を含めた空港機能の向上について、関係機関と連携して取り組む。
- ② 航空輸送網の拠点である釧路空港における、国際・国内・道内の各航空路線の維持拡充を図る。

4. ライフラインの確保

【4-4】市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-5】鉄道の機能維持・強化

<脆弱性評価>

- ・ 地域交通ネットワークの機能停止を防ぐために平時からの鉄道網の維持確保が必要

- ① 平時の暮らしや地域の産業・経済の物流が支える鉄道網の維持確保のために北海道など関係機関と連携して取り組む

5. 経済活動の機能維持

【5-1】サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の中止

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の促進

<脆弱性評価>

- ・ 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった地理的優位性を生かした企業誘致の促進が必要

- ① 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった地理的優位性を生かし、テレワークやサテライトオフィスなどの新たな形態を含めた企業誘致に取り組む。

<計画・協定>

- 地域未来投資促進法に基づく基本計画（※策定中）

5. 経済活動の機能維持

【5-1】 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の中止

【5-1-2】 企業の業務継続体制の強化

<脆弱性評価>

- ・ 民間企業における業務継続体制の強化を図るために業務継続計画の普及啓発活動の推進が必要

- ① 民間企業の業務継続計画（BCP）策定数の増加に向けて、経済団体と連携し普及啓発活動を進める。

5. 経済活動の機能維持

【5-1】 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の中止

【5-1-3】 被災企業等への金融支援

<脆弱性評価>

- ・ 大規模自然災害からの早期復旧及び経営安定化のために金融支援によるセーフティネットの確保が必要

- ① 大規模自然災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧及び経営の安定化を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネットを確保する。

5. 経済活動の機能維持

【5-2】市内外における物流機能等の大幅な低下

【5-2-1】海路における物流拠点の機能強化

<脆弱性評価>

- ・大規模自然災害時における経済活動確保のために、関係機関と連携して平時からの物流機能強化に取り組むことが必要

- ① ひがし北海道の物流の拠点として国内外に対する定期航路等の拡充を目指すなど物流機能の強化に取り組む。

5. 経済活動の機能維持

【5-2】市内外における物流機能等の大幅な低下

【5-2-2】陸路における物流拠点の機能強化

<脆弱性評価>

- ・釧路市公設地方卸売市場の耐震化など災害時の円滑な物資輸送体制の構築を進めていることから、引き続き民間施設を含めた物流拠点での災害対策や物流機能強化が必要

- ① 陸路における物流拠点の耐震化などの災害対策を促進するとともに、災害時においても円滑な物資輸送を図る体制を構築するなど機能の強化を進める。

6. 二次災害の抑制

【6-1】農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大

【6-1-1】森林、湿原の保全管理

<脆弱性評価>

- ・大規模自然災害による森林の荒廃を防止するために適切な整備保全に取り組むことが必要
- ・釧路湿原を通じた災害予防や生活環境の保全の啓発・周知が必要

- ① 林業の担い手の確保や育成を支援するとともに、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止を図る取り組みを進める。
- ② 釧路湿原の再生や保全の取り組みは、国や北海道、民間団体など関係機関の連携により実施されていることから、釧路湿原の持つ遊水機能や水質浄化機能による災害予防及び生活環境の保全について、関係機関とともに啓発・周知を進める。

6. 二次災害の抑制

【6-1】農地、森林、湿原等の荒廃による被害の拡大

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

<脆弱性評価>

- ・農業用排水路の計画的な整備を進めることが必要
- ・農業用水道の計画的な老朽化対策を進めることが必要

- ① 農地等の保全のため、農業用排水路等の計画的な整備を図る。
- ② 農業用水道の安定的な水の供給のために、老朽化対策及び計画的な設備の更新を図る。

7. 迅速な復旧・復興等

【7-1】 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-1】 災害廃棄物の処理体制の整備

<脆弱性評価>

- ・ 迅速な災害廃棄物処理のために平時からの体制整備が必要
- ・ 処分場等の計画的な整備が必要

- ① 大規模自然災害時の迅速な災害廃棄物処理のために、平時における体制の整備を図る。
- ② 平時における処分場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を図る。

7. 迅速な復旧・復興等

【7-1】 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【7-1-2】 地籍調査の実施

<脆弱性評価>

- ・ 災害発生後の迅速な復旧・復興のために地籍調査等の実施について関係機関との連携を図ることが必要

- ① 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、人口集中地区における官民境界の地籍調査や地図整備等について国や北海道と連携を図る。

7. 迅速な復旧・復興等

【7-2】復旧・復興等を担う人材の絶対的な不足

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

<脆弱性評価>

- ・ 社会インフラの適切な維持のために建設会社の技術力向上を図ることが必要
- ・ 建設業を含めた人手不足業種の担い手確保対策が必要

- ① 社会インフラを適切に維持し、大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくために、建設会社の技術力向上の支援に取り組む。
- ② 災害時の復旧・復興及び市有施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、建設業を含めた担い手確保対策に取り組む。

<計画・協定>

- ◎ 災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定

7. 迅速な復旧・復興等

【7-2】復旧・復興等を担う人材の絶対的な不足

【7-2-2】行政職員の活用促進

<脆弱性評価>

- ・ 災害時の道内市町村間における職員派遣による相互応援体制の確立が必要

- ① 「釧路市地域防災計画」及び「災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定」に基づき、災害時の北海道及び道内市町村の職員派遣による相互応援体制を確保する。

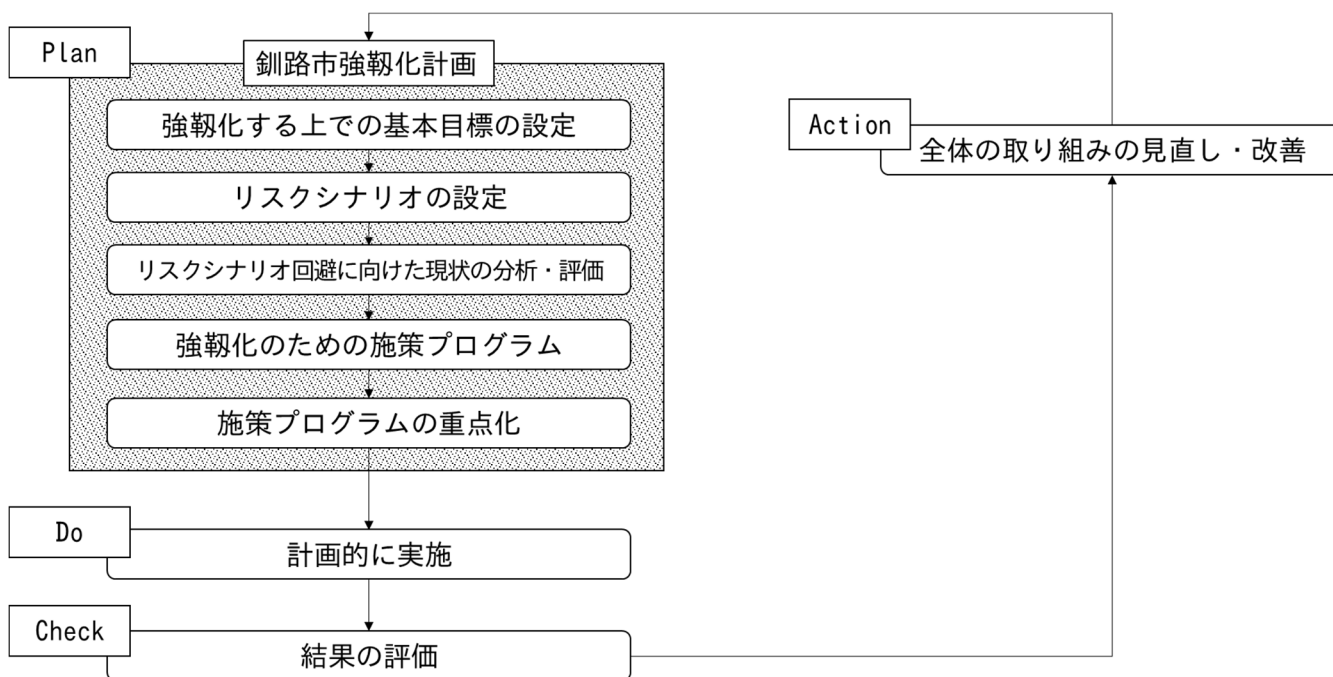
<計画・協定>

- 釧路市地域防災計画 平成19年2月～ <再掲>
- ◎ 災害時における北海道および市町村相互の応援に関する協定

5. 計画の推進について

計画の推進に当たっては、カテゴリーごとに設定した事業指標等により、進捗状況を把握しながら本計画を推進していきます。

また、本計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行うなかで、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行います。



(参考資料)

災害時における協定一覧表

No.	名称	締結期日	締結先
1	災害時の医療救護活動に関する協定	S63. 4. 1	一般社団法人釧路市医師会
2	災害時における災害広報活動の協力に関する協定	H7. 11. 28	(株)エフエムくしろ
3	災害時における食糧供給協力に関する協定	H7. 11. 28	日糧製パン(株)釧路事業所
			(株)札幌パリとかち帯広工場
			釧路学校給食パン工業協同組合
4	道東六市防災協定	H8. 5. 21	帯広市 (総務部総務課防災担当)
			北見市 (総務部防災危機管理課)
			網走市 (企画総務部総務課)
			紋別市 (総務部庶務課)
			根室市 (総務部総務課総務防災担当)
5	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H9. 11. 5	北海道 北海道市長会 北海道町村会
6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H10. 6. 19	一般社団法人釧路歯科医師会
7	災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定	H10. 8. 3	一般社団法人釧路地区トラック協会
8	災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定	H11. 2. 22	一般社団法人釧路薬剤師会
9	災害時における物資の調達に関する協定	H11. 3. 23	株式会社セブン&アイ HLDGS.イトーヨーカ堂
		H14. 2. 1	イオン北海道(株)イオン釧路昭和店
		H15. 12. 1	生活協同組合コープさっぽろ
		H28. 3. 31	王子コンテナ株式会社釧路工場
		H29. 7. 3	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
10	非常時における緊急避難のための建築物一時使用に関する協定 【阿寒湖温泉旅館組合】	H11. 8. 17	合意施設:ニュー阿寒ホテル、あかん湖鶴雅リゾートスパ鶴雅ウイングス、ホテル御前水、ホテル阿寒湖荘、鶴雅リゾート阿寒の森ホテル花ゆう香、阿寒湖バスセンター宿泊部
11	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	H16. 7. 28	赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部

No.	名称	締結期日	締結先
12	災害時における機器の調達に関する協定	H17. 11. 24	北海道建設機械レンタル協会釧路支部
13	災害時における無償提供に関する協定	H17. 12. 26	大塚製菓株式会社札幌支店
14	災害時における物資の無償提供に関する協定	H18. 3. 16	日本製紙株式会社釧路工場
15	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定	H18. 4. 1	新潟市、仙台市、島原市、東京都墨田区、静岡市、福井市
16	災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 5. 29	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
		H18. 12. 4	北海道キリンビバレッジ(株)
		H24. 4. 1	パシフィックベンディング北海道(株)
		H27. 4. 1	大塚食品(株)札幌支店
			北海道コカ・コーラボトリング(株) 釧路事販売課
	北海道ベンディング(株)釧路営業所 (株)伊藤園		
17	災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定	H18. 12. 4	釧路市建設事業協会
		H19. 7. 2	釧路市電気設備事業協会
18	災害時相互応援に関する協定(日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会)	H19. 7. 31	道東地区協議会区長、根室市、別海町、中標津町、羅臼町、標津町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町、鶴居村
19	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	H21. 1. 28	一般社団法人 北海道エルピーガス協会釧路支部
20	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	H21. 1. 28	釧路根地方石油業協同組合
21	災害時における釧路市域内森林等の災害応急業務に関する協定	H22. 4. 1	阿寒総合林業協同組合
22	災害時における釧路市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22. 7. 30	一般社団法人 北海道エルピーガス協会
23	災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	H23. 5. 27	釧路市測量設計事業協会

No.	名称	締結期日	締結先
24	石油基地自治体協議会 加盟団体災害時相互応援協定	H23. 7. 12	室蘭市、苫小牧市、伊達市、石狩市、 北斗市、青森市、八戸市、秋田市、 男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、 塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、 市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、 横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、 金沢市、半田市、碧南市、東海市、 知多市、四日市市、堺市、泉大津市、 松原市、高石市、海南市、有田市、 倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、 大竹市、下関市、宇部市、周南市、 防府市、岩国市、山陽小野田市、 和木町、北九州市、中間市、唐津市、 大分市、八代市、鹿児島市、うるま市
25	災害時協力協定	H24. 7. 18	一般財団法人 北海道電気保安協会
26	災害時等における病院間の相互支援に関する協定	H24. 8. 31	市立釧路総合病院
			市立函館病院
			砂川市立病院
			名寄市立総合病院
27	釧路管内8市町村防災基本協定	H24. 9. 24	釧路町 (総務課 防災車両係)
			厚岸町 (総務課 危機対策係)
			浜中町 (防災対策室 防災係)
			標茶町 (総務課 交通防災係)
			弟子屈町 (総務課 情報防災係)
			鶴居村 (総務課 交通防災係)
			白糠町 (地域防災課 地域防災係)
28	災害時における協力活動及び情報提供に関する協定	H25. 7. 12	釧路市内郵便局 代表: 日本郵便株式会社 (釧路中央郵便局)

No.	名称	締結期日	締結先
29	津波(大津波)時における緊急避難場所等としての使用に関する協定	H25. 10. 1	釧路東急イン
			ANAクラウンプラザホテル釧路
			釧路センチュリーキャッスルホテル
			釧路ロイヤルイン
			ラストイングホテル
			ホテルマーシュランド
			(株)釧路製作所
			(株)北海道新聞社釧路支社
			(株)サンエス電気通信
			(株)マルセンクリーニング
			王子マテリア(株)釧路工場
			(株)イトーヨーカ堂
		音別神社	
		H25. 10. 16	釧路プリンスホテル
H25. 10. 18	日東カストディアル・サービス株式会社釧路営業所		
H25. 11. 28	釧路総合振興局(道営住宅川北団地)		
H25. 12. 24	ヤマダ電機テックランド NEW 釧路店		
	ビッグハウス旭町店		
H27. 3. 23	イオン北海道株式会社		
H27. 4. 1	社会福祉法人 音別憩いの郷		
H27. 12. 18	釧路総合振興局(道営住宅であえーる幸団地)		
30	大和市・釧路市災害時相互応援協定	H26. 11. 20	神奈川県大和市
31	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	H27. 4. 1	社会福祉法人 音別憩いの郷
32	災害時における公衆浴場の協力に関する協定	H28. 3. 31	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 釧路支部 釧路浴場組合
33	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29. 1. 31	株式会社ゼンリン
34	災害時における柔道整復師の救護活動における協定	H29. 1. 31	公益財団法人北海道柔道整復師会釧路ブロック